

ひろしま 高齢者ガイドブック

～保健福祉・介護サービスを利用するために～



令和7年度

広島県健康福祉局

(令和7年4月1日現在)

内容は令和7年4月1日で掲載

一部令和7年4月1日以降の情報も反映しています

令和7年度の「施設一覧」は、広島県のホームページから御覧いただけます。

広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)
トップページ > 健康・福祉・子育て > 高齢者・障害者等福祉 > 地域共生社会推進課
> 高齢者ガイドブック 施設一覧 (令和7年度)

「施設一覧」は「居宅・地域密着型サービス」と「施設・居住系サービス」の2種類に区分されています。検索したい事業所を含む区分をクリックしてください。

※施設の所在地で検索する場合は、(エクセルファイル)「市町名」の「▼」をクリックし、該当の市町を選択してください。当該市町に所在する施設のみ表示されます。同様に、施設の種類でも検索することができます。

居宅・地域密着型サービス	施設・居住系サービス
訪問介護事業所	短期入所生活介護事業所
訪問入浴介護事業所	短期入所療養介護事業所
訪問看護ステーション	特定施設入居者生活介護事業所
訪問リハビリテーション事業所	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
通所介護事業所	介護老人保健施設
通所リハビリテーション事業所	介護医療院
福祉用具貸与事業所	養護老人ホーム
特定福祉用具販売事業所	軽費老人ホーム（A型）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	軽費老人ホーム（ケアハウス）
夜間対応型訪問介護事業所	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
地域密着型通所介護事業所	有料老人ホーム
認知症対応型通所介護事業所	過疎地域小規模老人ホーム
小規模多機能型居宅介護事業所	トータルケアホーム
認知症対応型共同生活介護事業所	あんしんリビング
地域密着型特定施設生活介護	自立支援型グループホーム
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 （小規模特別養護老人ホーム）	小規模地域ケア促進事業
看護小規模多機能型居宅介護事業所	ユニバーサルリビング
居宅介護支援事業所	老人福祉センター
地域包括支援センター	

また、各事業所をクリックすると県内の一覧表（PDF ファイル）がご覧いただけます。

目 次

1	生きがいを見つけ、社会づくりに参加しよう	1
	老人クラブ	1
	老人保健福祉月間	2
	高齢者の生きがい・健康づくり応援事業	3
	社会参加きっかけづくり応援事業	4
	高齢者の利用施設（活動の場）	5
	シルバー人材センター	6
	しごとを探す（相談・求人）	7
2	健康維持のための保健サービスを活用しよう	8
	健康手帳	8
	健康診査	8
	肝炎ウイルス検診	9
	ひろしま健康づくり県民運動	10
	住民主体の「通いの場」	11
3	高齢者向けの住まいを利用しよう	12
	養護老人ホーム	13
	軽費老人ホーム	14
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	15
	有料老人ホーム	16
	サービス付き高齢者向け住宅	19
	公営住宅	20
	シルバーハウジング	21
	小規模共同生活型施設	22
4	高齢者の福祉施策	23
	成年後見制度	23
	認知症対策	25
	もの忘れ・認知症相談医（オレンジドクター）	27
	広島県認知症介護アドバイザー（オレンジアドバイザー）	28
	広島県認知症地域連携パス（ひろしまオレンジパスポート）	29
	高齢者虐待防止	31
	原爆被爆者の介護保険サービスに対する公費負担（助成）	32
	指定難病医療費助成	33
	重度心身障害児（者）医療費助成	35
	精神障害者医療費助成	36
	介護保険と障害福祉サービス	37
	生活福祉資金貸付制度（福祉資金／福祉費）	40
	生活福祉資金貸付制度（不動産担保型生活資金「低所得者世帯向け」）	41

福祉サービス利用援助事業（かけはし）	42
福祉サービス苦情解決制度.....	44
税に関する高齢者の優遇制度.....	45
医療費の支給.....	48
後期高齢者医療制度.....	52
5 地域支援事業について.....	53
地域支援事業とは.....	53
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のメニュー	53
包括的支援事業とは.....	55
任意事業のメニュー	56
6 介護保険について知ろう.....	57
介護保険制度のしくみは？	57
介護サービスを利用できる人は？	58
保険料の額・納め方は？	59
保険料を滞納すると？	60
サービスの支給限度額.....	61
利用者の負担は？	62
1割、2割又は3割の自己負担が高額になったときには？.....	64
サービス利用等に対する苦情.....	67
申請からサービスの利用までの手順.....	68
7 要介護・要支援者へのサービスについて.....	73
居宅サービスの利用	
居宅介護支援（介護サービス計画の作成など）	74
訪問介護（ホームヘルプサービス）	76
訪問入浴介護.....	77
訪問看護.....	78
訪問リハビリテーション	79
居宅療養管理指導.....	80
福祉用具貸与.....	82
特定福祉用具販売.....	84
居宅介護住宅改修費の支給.....	85
通所介護（デイサービス）	87
通所リハビリテーション（デイケア）	89
短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）	91
短期入所療養介護（医療系のショートステイ）	93
施設を利用するサービス	
特定施設入居者生活介護.....	95
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	96
介護老人保健施設.....	98
介護医療院.....	100

介護予防サービスの利用

介護予防支援（介護予防サービス計画の作成など）	102
介護予防訪問入浴介護.....	103
介護予防訪問看護.....	104
介護予防訪問リハビリテーション	105
介護予防居宅療養管理指導.....	106
介護予防福祉用具貸与.....	108
特定介護予防福祉用具販売.....	109
介護予防住宅改修費の支給.....	110
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	111
介護予防短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）	112
介護予防短期入所療養介護（医療系のショートステイ）	114
介護予防特定施設入居者生活介護.....	116

地域密着型サービスの利用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護.....	117
夜間対応型訪問介護.....	119
地域密着型通所介護.....	121
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護.....	123
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護.....	125
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	126
地域密着型特定施設入居者生活介護.....	128
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム）	129
看護小規模多機能型居宅介護.....	131
介護サービス情報の公表制度.....	132

8 相談窓口.....133

認知症疾患医療センター	133
認知症高齢者の精神保健相談等.....	134
認知症相談.....	135
地域包括支援センター	136
老人介護支援センター	137
医療安全支援センター	137
お薬に関する相談窓口.....	138
薬局による在宅訪問に関する相談窓口.....	138
消費生活相談.....	140
県民相談.....	141
警察の相談電話.....	142
運転免許などのお問い合わせ先電話番号.....	142

9 連絡先一覧	143
市町	143
社会福祉協議会	144
地域包括支援センター	147
県厚生環境事務所・保健所	151
市保健所・保健センター	151
市町福祉事務所	152
広島県警	153
シルバー人材センター	154

1 生きがいを見つけ、社会づくりに参加しよう

老人クラブ

少子高齢社会において、老人クラブは、健康づくり活動や社会貢献活動の実施など、多様な役割を果たす組織として、地域で活躍しています。

高齢期を健全で豊かなものにするため、地域のおおむね 60 歳以上の方を会員として老人クラブが組織され、次のような活動を実施しています。

(県内 1,675 クラブ、会員数 80,891 人：令和 6 年度末現在)

■ 活動内容

健康づくり・介護予防活動の推進

県及び市町の各老人クラブ連合会が一体となり、「会員から隣人へ、そして地域で暮らす全ての高齢者へ」と、健康づくり・介護予防活動の取組を推進します。

⇒「シニア・スポーツ」の推進、「高齢者の健康ウォーキング」「いきいきクラブ体操」の普及

高齢者・地域支え合い事業の推進

一人暮らしや高齢者世帯などへ、地域の情報を届ける友愛活動を進めるとともに、地域や高齢者の暮らしを支える取組を推進します。

⇒ 訪問活動・サロン情報の提供、子どもの見守り・パトロール活動、防犯・交通安全活動

高齢者の社会参画を支える活動の推進

県内全域にわたるネットワークを利用して、県、市町や関係団体が実施する社会参画活動などの事業を、積極的に推進します。

全国運動、全国共通目標の推進

高齢者自らが健康保持・増進に努め、医療保険制度や介護保険制度の健全な発展に寄与するために、全国三大運動「健康・友愛・奉仕」及び全国共通目標を全県的に推進します。

⇒「老人の日・老人週間」での社会奉仕活動

高齢者の社会活動指導者の育成

地域活動の取組強化に向けて、地域の老人クラブや市町老人クラブ連合会の指導者の育成、他の地域団体の指導者との連携を図るための研修会を開催し、社会活動指導者を育成します。

⇒「リーダーブロック研修会」の開催、若手委員・リーダーの育成、女性委員会活動の促進

■ 会費

老人クラブにより異なります。

■ 問合せ先

市町の高齢者福祉担当課	P143
(公財) 広島県老人クラブ連合会	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 ☎ (082) 254-1900

老人保健福祉月間

■ 老人保健福祉月間事業

1 趣旨

高齢者自らが高齢期のあり方に関心を高めるとともに、県民一人ひとりが、家庭、職場、学校及び地域社会などで、高齢者との関わりを深めていくことが重要です。

広島県では、9月を「老人保健福祉月間」と定め、高齢者が、できる限り住み慣れた地域で活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、社会参画・ボランティア活動の促進、高齢者の人権尊重等6つの目標を掲げ、高齢者保健福祉の重要性について理解の促進を図る。

2 令和6年度実績

○ 実施期間 令和6年9月1日～9月30日

○ 標語 「みんなで築こう 健康長寿と共生社会」

○ 目標

- (1) すべての高齢者が安心して自立した生活ができる、保健・福祉のまちづくりを進め、ふれあいの輪を広げよう。
- (2) 高齢者の知識、経験や能力をいかした、就労・社会参加・ボランティア活動を進めよう。
- (3) 高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防等への取り組みを進めよう。
- (4) 高齢者の人権を尊重し、認知症高齢者への支援のあり方や介護問題等をみんなで考え、高齢者や介護者を支える取り組みを積極的に進めよう。
- (5) 高齢社会における家族や地域社会等の役割を理解し、多世代がお互いに協力して安心と活力ある健康長寿社会をつくろう。
- (6) 減災や防災への取り組みに関心を持ち、日頃から地域でのつながりを築こう。

○ 主な事業

- ・社会奉仕の日（広島県老人クラブ連合会）
- ・市町においても、敬老祝金、敬老記念品を贈呈するところがあります。

*令和7年度については、8月下旬に県のホームページで公表する予定です。

■ 老人の日・老人週間

1 趣旨

国においては、「老人の日」からの7日間を「老人週間」と定め、高齢者福祉の増進を図っています。

2 実施期間 9月15日「老人の日」から21日までの「老人週間」の7日間

3 主な事業

国では、毎年度、百歳を迎えられる方々に対して、内閣総理大臣からの祝状と記念品を県や市町を通じて贈呈しています。

※ 令和6年度広島県内対象者数 1,341人（男性：192人、女性：1,149人）

*令和7年度については、9月上旬に県のホームページで公表する予定です。

県庁 地域共生社会推進課

☎ (082) 513-3198

高齢者の生きがい・健康づくり応援事業

高齢者の生きがいと健康づくりをはじめ、積極的な社会参加を推進するため、市町や関係機関及び関係団体と連携し、各種事業を実施しています。

事業名	内容	令和6年度実施状況
全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣	毎年開催される全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ、各種予選会で選考された選手を広島県選手団として派遣	第36回全国健康福祉祭とっとり大会 参加人数：146人
シルバー作品展	高齢者の創作による絵画、写真、書、工芸等の展示会の開催	第33回広島県シルバー作品展 出品作品：240点
シニア総合スポーツ大会	高齢者によるスポーツ大会の開催	第34回広島県シニア総合スポーツ大会 参加人数：653人
シニア囲碁・将棋大会	高齢者による囲碁・将棋大会の開催	第35回広島県シニア囲碁・将棋大会 参加人員：177人

※ 令和7年度の実施については、随時、ホームページでお知らせします。

○ ホームページによる情報発信

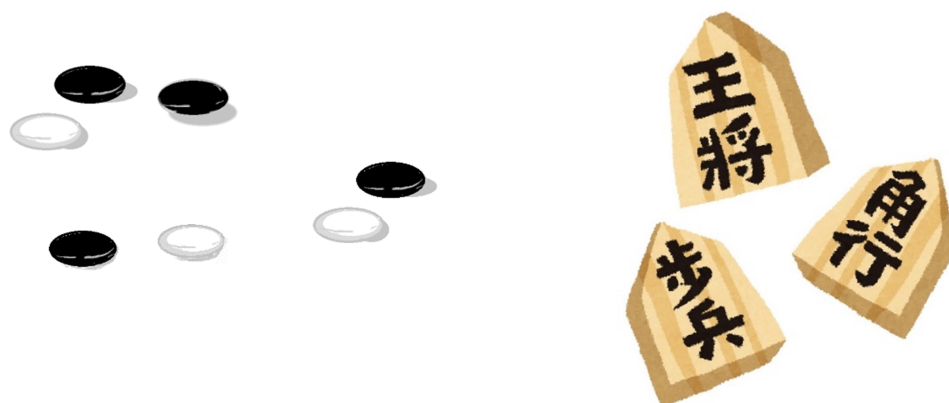
高齢者の生きがい・健康づくり応援事業など、高齢者の生きがい・健康づくり、社会参加のための情報を発信しています。

広島県ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/55/akaruichoujyu-5.html>

■ 問合せ先

（社福）広島県社会福祉協議会 総務企画課	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 ☎（082）254-3481
-------------------------	---



社会参加きっかけづくり応援事業

広島県では、令和6年度より、市町や市町社協等が取り組む、高齢者や高齢期に入る前の年齢層の人が、社会参加への意識づけや地域活動のきっかけづくりとなる事業の支援に取り組んでいます。

■ 目的

- ① さまざまな世代の人達の、身近な地域活動への参加や起業などのきっかけをつくる。
- ② 地域で暮らす人たちが、役割と居場所、つながりを持ち続けられる場面の拡充。

■ 事業の概要

事業主体：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会

運営対象：高齢者等（※）の社会参加へのきっかけづくりに取り組む市町、市町社協、社会福祉法人、NPO 団体等

（※）高齢者等

高齢期を意識し始める若い年齢層を含めた、地域活動等への意欲がある人、きっかけがあれば活動したいと希望する人等。

■ 実施市町等

〔令和6年度〕

大竹市社会福祉協議会、世羅町社会福祉協議会、神石高原町社会福祉協議会

■ プログラム例

- ・社会参加への意向・阻害要因等について住民アンケートの実施
- ・高齢者や高齢期に入る前の年齢層等に向けた社会参加促進セミナーの開催
- ・社会参加の場づくり等に携わる関係者向けのワークショップ開催
- ・多様な社会参加の場の見学ツアー・体験会の開催
（ボランティア体験、子ども食堂や学校行事のお手伝い体験など）
- ・社会参加の場の参加者によるソーシャルメディアプラットフォーム（インスタグラム等）の立ち上げ
- ・地域の当事者の会の活動発表会への住民参加 等

■ 問合せ先

（社福）広島県社会福祉協議会
地域福祉課

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2
☎（082）254-3414

高齢者の利用施設（活動の場）

社会活動や余暇を楽しむためにご利用ください。

種 類	概 要	設 備 等	利 用 料
老人福祉センター	地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上やレクリエーション等のための便宜を総合的に提供します。	【設備の例】 相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、図書室、浴室	原則として無料 ※施設によっては実費負担等が必要です。
老人憩の家	60 歳以上の人に、教養の向上やレクリエーション等のための活動場所を提供します。 老人福祉センターよりもやや小規模な施設です。	大集会室等	原則として無料 ※実費負担等が必要な部屋、設備もあります。
老人集会所	おおむね 60 歳以上の人に、教養の向上やレクリエーション等のための活動場所を提供します。	集会室等	原則として無料 ※利用料の必要な施設もあります。
保健福祉活動センター	地域の中高年に対する保健活動や創造・生産活動のための便宜を総合的に提供します。	創造・生産活動室等	原則として無料 ※実費負担等が必要な場合があります。

■ 問合せ先

老人福祉センター	県ホームページ「施設一覧」参照 市町の高齢者福祉担当課（P143）
老人憩の家	市町の高齢者福祉担当課（P143）
老人集会所	
保健福祉活動センター	

シルバー人材センター

高齢者の豊富な経験・知識・技能を社会に活かしませんか！

地域社会の臨時的・短期的な仕事を、家庭・事業所等から引き受けて会員に提供し、報酬を分配しています。

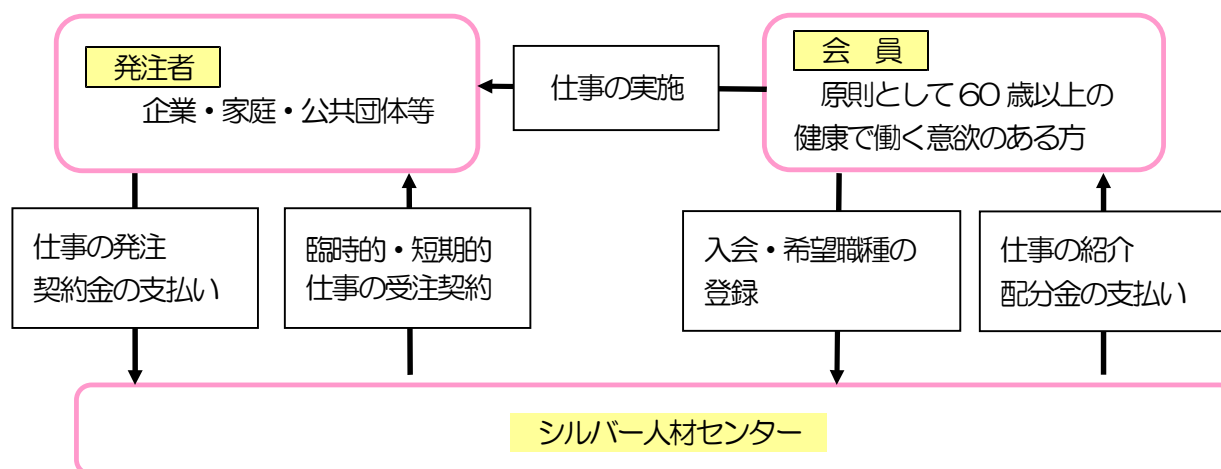
■ シルバー人材センター

【実施している仕事の例】

屋内外の一般作業分野	公園清掃、除草・草刈り、樹木消毒、包装など
管 理 分 野	施設管理、駐車・駐輪場管理など
事 務 分 野	受付事務、毛筆筆耕、宛名書き、文書管理事務など
折 衝 ・ 外 交 分 野	広報誌の配布、検針・集金など
サ ー ビ ス 分 野	福祉・家事援助、産前・産後の手伝い、ベビーシッター、観光ガイドなど
技能を必要とする分野	庭木の剪定、障子・ふすま張り、大工仕事、ペンキ塗りなど
専 門 技 術 分 野	補習教室講師、パソコン指導、翻訳・通訳、家庭教師、経理事務、衣類リフォームなど

※ 詳しくは、各シルバー人材センターにお問い合わせください。

【シルバー人材センターのしくみ】



※ 請負又は委任になじまない仕事は、労働者派遣事業（シルバー派遣事業）をご利用ください。

■ 問合せ先

市町の高齢者福祉担当課	P143
シルバー人材センター	P154

しごとを探す（相談・求人）

人生100年時代、「まだまだ働きたい」と思ったことはありませんか？
高齢者の方も利用できる、しごとの相談窓口・求人情報サイトをご紹介します。

■ しごとの相談窓口「働きたい人全力応援ステーション」（愛称「はたすて」）

働きたい人全力応援ステーション（はたすて）では、高齢者の方を含む全世代を対象に、しごとの相談・求人情報の紹介を行っています。

専門のカウンセラーがじっくり話を伺い、しごと探しをサポートします。

施 設 名		場所・開所時間	連絡先
広島	働きたい人全力応援ステーション	広島市中区基町 12-8 宝ビル7階 平日 10:00～18:00 第2・4土曜 10:00～18:00 ※水曜のみ 10:00～19:00	082-224-0121
	はたすてひろしま [広島県]		
福山	働きたい人全力応援ステーション	福山市霞町 1-10-1 まなびの館ローズコム3階 平日 10:00～18:00	084-991-0036
	はたすてふくやま [広島県]		
個別出張相談会		来館が困難な求職者等の利便性を図るため、関係市町等と連携を図り「個別出張相談会」を開催。開催場所・日程等の詳細については、サイト※をご確認ください。	

※「はたすて」

相談無料。電話、メール、オンライン、対面で相談を承ります。

インターネットの検索サイト



はたすて 広島

検索

ホームページアドレス

<https://www.hatasute.jp/>

■ 求人情報サイト「ひろしまワークス」

県が運営する求人情報サイト「ひろしまワークス*」を活用し効果的な就業支援を行います。

※「ひろしまワークス」

求職者が「人材を求める」企業を検索できる情報サイト。

インターネットの検索サイト



ひろしまワークス

検索

ホームページアドレス

<https://www.hiroshimaworks.jp/>

2 健康維持のための保健サービスを活用しよう

健康手帳

特定健康診査や特定保健指導など、健康の保持のために必要な事項を記入し、自己の健康管理を行うための手帳です。

平成 29 年度から、厚生労働省ホームページからのダウンロードに交付方法が変わりました。

厚生労働省ホームページ 健康手帳

<https://kennet.mhlw.go.jp/slp/tools/notebook?hash=>

■ 対象者

40 歳以上の方で、

- 健康管理上必要な方
- 交付を希望する方

■ 問合せ先

市町の保健担当課

P143

健康診査

心臓病、脳卒中などの生活習慣病の予防や早期発見のため、必要な検査、指導を行います。

■ 対象者

特定健康診査：40～74 歳の医療保険加入者

健康診査：75 歳以上の方

※ 40 歳以上で医療保険に加入されていない方も同様の健診が受けられる制度があります。

■ 実施場所

市町の集団健診会場、医療機関など

■ 費用負担

加入する医療保険によって異なります。詳細は、医療保険者にお問い合わせください。

■ 問合せ先

市町国民健康保険加入者	市町国保担当課 P143
市町国民健康保険以外の医療保険加入者	ご加入の医療保険者 (健康保険証に記載されています。)
75 歳以上の方	市町の高齢者医療担当課 P143
医療保険に加入されていない方	市町の保健担当課 P143

肝炎ウイルス検診

B型及びC型肝炎ウイルス検査を行って、肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、適切な治療を受けることにより、肝炎による健康障害を回避し、肝がんへの進行を防ぎます。

■ 対象者

- 過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない方

■ 実施場所

市町の保健センター、医療機関、集団検診会場など

■ 費用負担

実施する市町により異なります。詳細は、居住する市町にお問い合わせください。

■ 問合せ先

市町の保健担当課	P143
----------	------

■ その他

広島県における肝炎対策に関する情報はこちら

インターネットの検索サイト

広島県 肝炎検査



ホームページアドレス

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/>

ひろしま健康づくり県民運動

広島県、(社福) 広島県社会福祉協議会、(公財) 広島県地域保健医療推進機構、(公財) 広島県老人クラブ連合会等 27 団体等で構成する「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」では、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するための活動を展開中です。

具体的な取組を推進するため、食育推進、がん検診普及啓発、運動推進、受動喫煙防止、こころの健康の5分野については、実行組織を設置し、健康の質の向上を目指しています。

■ 主な取組

ひろしま健康づくり県民運動推進会議が実施する主な取組

事業名	内容
運動推進	○ ひろしまウォーキングBookの活用促進 ○ 健康づくりに関するイベントの開催(予定) ○ 日常で実践できる運動の動画をHPへ掲載 ○ 健康づくりに関する地域のイベント情報をHPへ掲載 ○ 地域における健康づくりリーダーの育成(予定)
食育推進	○ 四季折々の食材を活用したレシピの公開
受動喫煙防止、禁煙の推進	○ 禁煙支援ネットワークと共催、禁煙講座・講演等を実施

■ 情報提供

市町や関係団体が実施するイベントなど、県内の健康づくりに役立つ情報を発信

○ ひろしま健康づくり県民運動推進会議ホームページ

<http://hiroshima-kenkouzukuri0077.com/>

※右のバーコードリーダーまたは『広島県 健康づくり運動』で検索



■ 問合せ先

公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構 顧客サポート課	☎ (082) 254-7155
---------------------------------	------------------

住民主体の「通いの場」

身近な場所で、地域の人々が集まり、介護予防を目的に体操などを行う場のことを「通いの場」と言い、県内各地で住民のみなさんが取り組まれています。

「通いの場」では、体操に加えて、認知症や低栄養の予防、口腔ケアなどが行われているところもあります。また、体操の後に、お茶会やカラオケをしたりするところもあり、地域の人々の交流の場になっています。

■ 対象者

どなたでも参加可能です。

■ 実施場所

地域の集会所、公民館などで行われています。スーパー、カラオケ喫茶、神社などで行われているところもあります。詳細は、居住する市町にお問い合わせください。

■ 費用負担

各「通いの場」により異なります。詳細は、居住する市町にお問い合わせください。

■ 問合せ先

市町の介護予防担当課	P143
------------	------



3 高齢者向けの住まいを利用しよう

種類	概 要	詳細
養護老人ホーム	環境上及び経済上の理由により、居家で養護を受けることが困難な高齢者が入所し養護を受ける施設です。	P13
軽費老人ホーム	身体機能の低下があり、家族による援助が困難な高齢者が、低額な料金で利用できる施設です。管理費（家賃に相当）の負担が必要です。	P14
生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）	在宅での生活が不安な高齢者に、低料金で生活の場を提供します。介護支援機能、居住機能および交流機能を総合的に提供する施設です。	P15
有料老人ホーム	生活する場所としての居住機能と日常生活に必要な利便を提供するサービス機能が一体となった高齢者向けの住宅です。本人と設置者との自由契約に基づく、全額自己負担となります。	P16
サービス付き高齢者向け住宅	住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。	P19
公営住宅	地方公共団体が、住宅に困窮する低額所得者向けに整備している賃貸住宅です。	P20
シルバーハウジング	高齢者が安心して生活するためのバリアフリー化や緊急通報装置を設置した公営住宅です。	P21
小規模共同生活型施設	在宅生活が困難な一人暮らしの高齢者等が、少人数で共同生活を行うことなどにより、住み慣れた地域で生活を継続できるように支援する施設です。	P22

養護老人ホーム

環境上及び経済上の理由により、居宅で生活することが困難な高齢者が入所し養護を受ける施設です。

■ 対象者

原則として、65歳以上で、次の（１）及び（２）の両方に該当する方

（１）環境上の理由

- 心身上の障害のため日常生活を送ることが困難であり、世話をしてくれる人がいないとき
- 家族などとの同居の継続が困難なとき
- 住むところがなく、又は住まいがあっても極めて環境が悪いとき

（２）経済上の理由

- 本人の属する世帯が生活保護を受けている
- 本人及び本人の生計を維持している人が、市町村民税の所得割を課されていない

■ 入所者の生活内容

- 居室は、原則として個室又は２人室（一部夫婦部屋もあります）です。
- ほとんど家庭に近い生活をすることができ、介護職員や生活指導員、栄養士、調理員等が身の回りのお世話をします。
- 医務室があり、定期的に医師の診察を受けることができます。
- 毎年定期的に健康診断を行い、健康管理に注意しています。
- 年間を通していろいろな行事やレクリエーション、クラブ活動などが行われ、ご家族との面会も自由です。

■ 費用負担

入所者及び主たる扶養義務者が所得に応じて負担することとなります。

入所者	年金などの前年の収入から、税金、社会保険料などの必要経費を引いた金額により負担月額を定めます。
主たる扶養義務者	入所者本人が費用を負担する場合にあっても、その負担額が措置費支弁額に満たないときは、その差額の範囲内で、前年分の所得税等の額に応じて費用を負担することになります。

■ 入所手続き・その他

入所には、お住まいの市町の入所決定が必要です。市町の高齢者福祉担当課（P143）へ直接申し出てください。

※ 民生委員も相談を受け付けています。

※ 施設については、こちらをご参照ください。

また、県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。

軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が、低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とした施設です。

軽費老人ホームには、A型とケアハウスがあります。

■ 対象者

- 原則として、60 歳以上
- 自炊ができない程度の身体機能の低下がある方
- 高齢者のため独立して生活するには不安がある方
- 家族による援助が困難な方

■ 入所手続き

直接、施設へ申し込んでください。（こちら（[A型](#)・[ケアハウス](#)）をご参照ください。
また、県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

A型

■ 入所者の生活内容

- 居室は、ほとんどが個室です。
- ほとんど家庭に近い生活を行うことができ、介護職員や生活相談員、栄養士、調理員等が身の回りのお世話をします。
- 医務室があり、定期的に医師の診察を受けることができます。
- 毎年定期的に健康診断を行い、健康管理に注意しています。
- 年間を通していろいろな行事やレクリエーション、クラブ活動などが行われ、ご家族との面会も自由です。
- 要支援・要介護となった場合は、介護保険サービスを利用することができます。

■ 費用負担

利用料金は、前年の収入に応じて負担することとなります。

ケアハウス

■ 入所者の生活内容

- 居室は、ほとんどが個室です。
- 高齢者のケアに配慮しつつ、自立した生活を確保できるよう工夫されています。
- 入居生活に関する相談や入居者が自主的に行う趣味、教養娯楽、交流行事等の活動への協力を行っています。
- 要支援・要介護となった場合は、介護保険サービスを利用することができます。

■ 費用負担

利用料金は、前年の収入に応じて負担することとなります。

この他に、居室で使用する光熱水費及び各施設に定められた管理費を負担することになります。（管理費は、原則、分割方式ですが、一括方式、併用方式もあります。）

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設です。

■ 対象者

- 60 歳以上の一人暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方
- 家族の援助を受けることが困難な方
- 独立して生活することに不安のある方

■ 入所者の生活内容

- 居室はほとんど個室です。
- 利用者に対する各種相談、助言及び緊急時の対応が図られています。
- 利用者が介護保険サービス及び各種保健福祉サービスを必要とする際の利用手続きの援助等を行っています。
- 地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場を提供しています。
- 要支援・要介護となった場合は、介護保険サービスを利用することができます。

■ 費用負担

居住部分の利用料は、前年の収入に応じて負担することとなります。（月額 0 円～50,000 円）
ガス、電気、水道代等の個人的経費も利用者の負担となります。

■ 入所手続き

市町の高齢者福祉担当課（P143）又は施設へ直接申し込んでください。
施設については、[こちら](#)をご参照ください。（県ホームページ「施設一覧」でもご確認いただけます。）

有料老人ホーム

生活する場所としての居住機能と日常生活に必要な利便を提供するサービス機能が一体となった高齢者向けの住宅です。

本人と設置者との自由契約に基づく全額自己負担となります。

■ 入所時の条件

年齢	おおむね 60 歳以上の方	
健康状態	入居時自立	入居時には自立の方を対象としています。
	入居時要介護	入居時より要介護の方を対象としています。
	入居時自立・要介護	自立の方も要介護の方も対象としています。

※ 入居の条件はホームによって異なります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

施設については、[こちら](#)をご参照ください。

■ 入所者の生活内容

居住スペース	居室	原則、個室です。
	各種共用施設	食堂・浴室・フロント・娛樂スペース等
各種サービス	生活支援サービス	フロントサービス、家事サービス、代行サービス、入浴サービス、バス運行サービス
	食事サービス	食堂で、毎日の食事の提供があります。
	健康管理サービス	定期健康診断・健康相談・生活指導など、入居者の健康や日々の変化を見守り、健康の維持・増進の手伝いをします。
	介護サービス	一部施設を除き、介護サービスを利用できます。

※ それぞれの施設の特色を生かしたサービスを提供しています。各種サービスは施設によっては提供しないものもあります。

医療との関連

有料老人ホームは、医療を行う医療機関ではありませんが、健康管理や緊急時の対応など、ホームで提供されるサービスは、医療と密接なかかわりをもっています。このため有料老人ホームでは、嘱託医や協力医療機関を定めており、そこが医療面のサポートをしています。なお、医療費はご本人が負担することになります。

■ 有料老人ホームの類型

類 型		概 要	介護が必要になった場合
介護付	一般型	介護等のサービスが付いています。	ホームの職員が提供するサービスを利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。
	外部サービス利用型		ホームが委託した事業所の提供するサービスを利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。
住宅型		生活支援等のサービスが付いています。	入居者自身の選択により外部の介護サービス（訪問介護など）を利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。
健康型		食事等のサービスが付いています。	契約を解除し退去しなければなりません。

■ 有料老人ホームの利用に係る費用

入居前払金		前払い家賃等に係る費用です。前払金不要のホームもあります。
月額費用	家賃	月払い方式の場合の毎月の家賃です。
	管理費	共用施設の維持費、介護以外の事務などの職員の人件費等、ホームの維持運営のための費用です。
	食費	ホーム内での食事サービスを利用した場合に支払う費用です。ほとんどのホームで、実際の利用回数に応じて負担します。
介護費用		・介護保険制度により、特定施設入居者生活介護の指定を受けたホームでは、提供される介護サービスの一部が介護保険給付の対象となります。 ・お元気な時の一時的な介護や生活支援、24時間見守りなどを含めた介護保険ではまかないきれないサービスについて、ご負担していただく場合があります。 ・「介護保険以外の費用の負担」については、入居時に入居前払金とは別に前払金を支払う場合と、月々介護費として支払うホームがあります。 ・おむつ等の消耗品費は実費で支払うことがほとんどです。
その他の費用		ご本人の希望による追加の有料サービスや、ホーム外のサービスを利用した場合には別途費用が必要です。 居室での水道光熱費や電話料金、医療に要する費用等です。 居室に個別で受信設備（テレビ等）を設置した場合は、NHKの放送受信契約の手続きが必要です。 詳細は「NHK 受信料の窓口」で確認してください。 「NHK 受信料の窓口」ホームページ https://www.nhk-cs.jp/iushinryo/ ※右のQRコードからもご覧いただけます。



■ ホームに関する情報資料

パンフレット	パンフレットには、費用、ホームの規模や居室の間取り、周辺も含めた立地条件、サービスの内容などが掲載されています。
重要事項説明書	事業者やホームの概要、各種のサービス内容や料金、職員体制や入居者の現況などの重要な事項を一覧にしている書面です。国が定めた書式で記入されていますので、複数のホームの情報を比較できます。 また、最終の契約締結に際しても、この書面にそって、事前に十分な説明を行うことが義務づけられています。
管理規程	入居者の定員、居室の設備及びその利用、居室の維持・補修、共用施設及び共用施設の利用、利用できるサービス、費用及び使用料、禁止・制限される行為、修繕、苦情処理などが明示されています。
入居契約書	入居契約書には、入居者とホームとの間のホーム利用に関する権利・義務の基本的な事柄が書かれています。疑問点はホームにたずね、十分納得したうえで契約を交わしてください。 「総則」「提供されるサービス」「使用上の注意」「費用の負担」「契約の終了」「身元引受人、返還金受取人等」「その他」 (全国有料老人ホーム協会刊 『有料老人ホーム標準入居契約書及び解説・関連資料集』より)
その他	これらの書面のほか、場合により、次のような書面も大切な情報です。 介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けているホームでの、介護保険の利用についての契約書や運営規程

基礎知識を学ぶ

有料老人ホームといっても、さまざまなタイプのものがあります。ホーム探しに取りかかる前に、「入居の条件」「提供されるサービスの内容」「入居の際に必要な費用」「ホームでの生活の様子」「介護や医療について」など、最低限知っておくべき基本知識をまず学びましょう。

いまの気持ちを整理する

自分の性格やライフスタイルに合ったホームを選びだすために、まず、気持ちを整理することから始めてみましょう。家族や友人とのつながり、住まいに対する夢、仕事や趣味のことなど、まず、「どんな生活を送りたいか」を自分自身に問いかけてみるとともに、健康面での悩みなど、心の中にある「気がかり」なことも、この機会によく考えてみましょう。

検討

ホームのパンフレット等を取り寄せ、費用、ホームの規模や居室の間取り、立地条件、経営者の理念やホームの介護体制、協力医療機関の医療体制など、さまざまな角度から、自分に一番合ったホームはどこかを考え、具体的に比較検討していきましょう。

【ここでチェックすべき書類】

- パンフレット
- 重要事項説明書

資金計画

有料老人ホームに入居するには、かなりの資金が必要な場合があります。

また、入居後の月々の利用料の負担も少なくありません。入居時に一括して支払う費用、入居後月々に必要な費用とそれらに含まれる基本サービス、別途料金がかかるサービス、介護や医療の費用負担のことなども調べたうえで、入居した後の生活費についての計画を立てましょう。税金のこと、返還金のことなどについても確認をしておきましょう。

現地見学・体験入居

これはというホームが見つかったら、見学や体験入居の申し込みをし、実際に自分の目と耳で確かめましょう。入居者の話をたくさん聞きましょう。二か所以上のホームの見学や体験入居をしましょう。

【ここでチェックすべき書類】

- 入居契約書
- 管理規程
- サービス料金表
- 介護保険の利用契約書（特定施設の場合）等

契約

もう一度気持ちの確認をしましょう。さらに、身元引受人のこと、各種サービスの内容などについて十分納得したうえで契約しましょう。

【ここでチェックすべきこと】

- 身元引受人はいるか。いない場合の代替方法はあるか

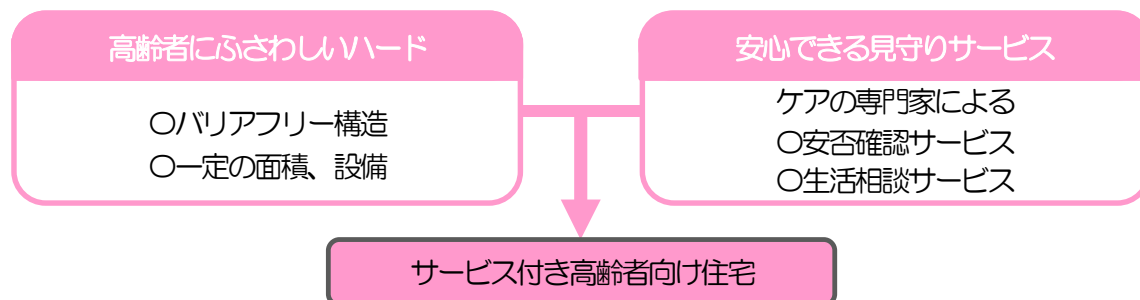
入居

サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅を登録しているものです。

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケア専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。

■ 制度の概要



- 1 登録は、県、広島市、福山市、呉市が行い、事業者へ指導・監督を行います。
- 2 家賃やサービスなど住宅に関する情報が開示されることにより、自らのニーズにあった住まいの選択が可能となります。
(サービス付き高齢者向け住宅では、安否確認・生活相談サービス以外の介護・医療・生活支援サービスの提供・連携方法について様々なタイプがあります。)

■ サービス付き高齢者向け住宅の登録基準

高齢者にふさわしいハード	・一定の規模（原則25㎡以上） ・一定の設備（トイレ、洗面設備等の設置） ・バリアフリー化（廊下幅、段差解消、手すり設置）
安心できる見守りサービス	支援サービスの提供（少なくとも安否確認と生活相談サービス） [サービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]
居住の安定が確保される契約内容	・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしている等 ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと ・前払金に関して入居者保護が図られていること

■ 登録情報の閲覧

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム (<https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/>) で閲覧することができます。

■ 問合せ先

県庁 土木建築局住宅課	☎ (082) 513-4164
-------------	------------------

公営住宅

公営住宅とは、地方公共団体が住宅に困窮する低額所得者向けに整備している賃貸住宅です。

入居者の選考については、多くの場合抽選で決定しますが、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯等については、当選率の優遇制度も実施しています。

■ 入居対象者

住宅に困窮している世帯

- ※ 収入基準があります。持ち家のある方は入居できません。
- ※ 一部、高齢者世帯のみが入居できる高齢者向け住宅があります。

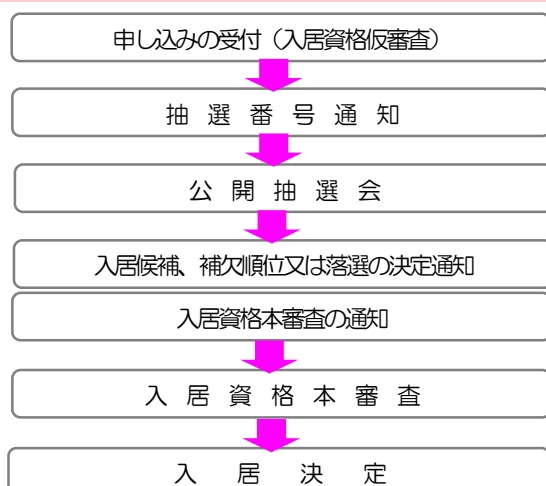
■ 県内の公営住宅の状況

〔県営住宅〕 県内12市3町に配置されています。(107団地 15,968戸 (令和7年4月1日現在))

〔市町営住宅〕 県内の全市町に配置されています。

- ※ 市町営住宅については、各市区役所、町役場へお問い合わせください。
- ※ 広島市内の公営住宅の定期公募の申込みについては、広島県指定管理者及び広島市各区役所建築課双方での入居の申込みが可能です。

■ 申込みから入居決定間まで（県営住宅の場合）

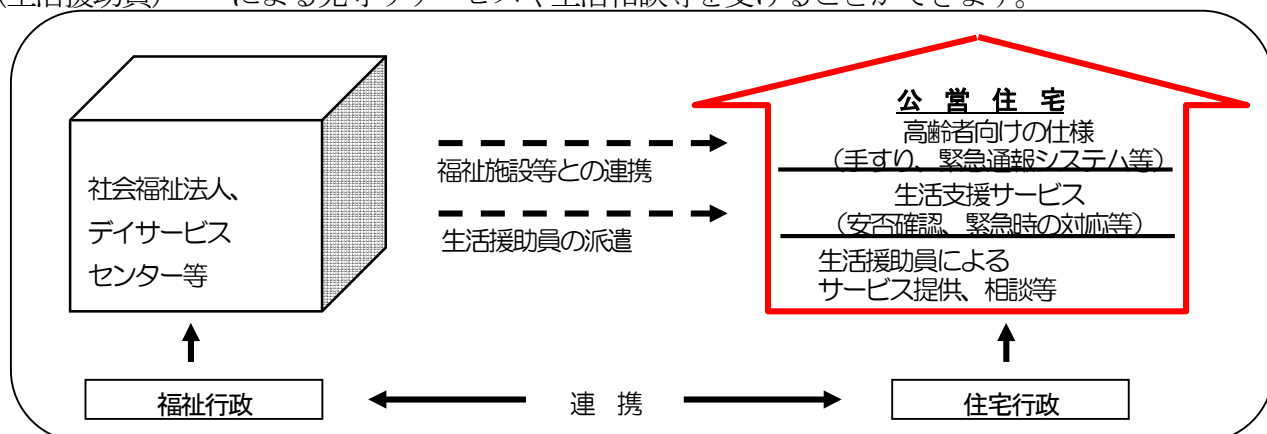


■ 県営住宅の申込み等の問合せ先（指定管理者）

住宅の所在地	問合せ先の名称・所在地・連絡先等	電話番号
広島市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒732-0827 広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル 3階	☎ (082) 261-7907 ☎ (082) 261-7819
安芸郡 (平成ヶ浜住宅を除く)	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒736-0083 安芸区矢野東5丁目1-15 クスノキビル103号室	☎ (082) 889-5544
坂町 (平成ヶ浜住宅)	フジタビルメンテナンス株式会社 広島支店 〒730-0017 広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル 12階	☎ (082) 846-6361
大竹市 廿日市市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒738-0033 廿日市市串戸一丁目9-44 竹本印刷所ビル 1階	☎ (0829) 34-0140
呉市	ビルックス株式会社 〒737-0004 呉市阿賀南一丁目8-49	☎ (0823) 74-5963
竹原市 東広島市	株式会社くれせん 東広島営業所 〒739-0025 東広島市西条中央3丁目26-58 クニヒロビル201号室	☎ (082) 424-4877
三原市	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒723-0051 三原市宮浦四丁目8-24	☎ (0848) 61-2215
尾道市	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒722-0014 尾道市新浜一丁目14-11 誠和ビル1階	☎ (0848) 24-2277
福山市 府中市	株式会社東急コミュニティー 福山・府中地区管理センター 〒720-0066 福山市三之丸町8-17Kビル2階	☎ (084) 973-3109
三次市 庄原市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒728-0012 三次市十日市1丁目13-36 グランドグレース十日市103	☎ (0824) 62-6575

シルバーハウジング

高齢者が安心して生活するためのバリアフリー化や緊急通報装置を設置した公営住宅です。LSA（生活援助員）^{*1} による見守りサービスや生活相談等を受けることができます。



シルバーハウジングの概要

■ 入居対象者

- 高齢者単身世帯（60歳以上）
- 高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば可）
- 高齢者（60歳以上）のみからなる世帯
- 障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等

※ 収入基準があります。持ち家のある方は入居できません。また、入居対象者を高齢者（60歳以上）に限っている住宅があります。詳しくは下記問合わせ先へご相談ください。

■ 県内のシルバーハウジング・問合わせ先

住宅	問合わせ先
○ 県営住宅 阿賀住宅（呉市 28戸）	・県庁 土木建築局 住宅課 ☎（082）513-4171 または ・指定管理者 ビルックス(株) ☎（0823）74-5963
○ 広島市営住宅 江波中住宅（8号棟 32戸） 京橋住宅（28戸） 吉島住宅（A棟 30戸）	・広島市役所 住宅政策課 ☎（082）504-2293 または ・指定管理者（株）第一ビルサービス 中区役所指定管理者事務所 （江波中住宅及び吉島住宅） ☎（082）504-2578 南区役所指定管理者事務所（京橋住宅） ☎（082）250-8959
○ 呉市営住宅 坪ノ内アパート （1号棟、2号棟 各20戸）	・呉市役所 住宅政策課 ☎（0823）25-3392 または ・指定管理者（株）くれせん ☎（0823）32-2488
○ 三原市営住宅 小西北住宅（1号棟 35戸） ※入居対象者は三原市内在住の方のみ	・三原市役所 建築課住宅対策係 ☎（0848）67-6120 または ・指定管理者 三原市営住宅管理グループ ☎（0848）62-1800
○ 福山市営住宅 山手町住宅（14号棟 20戸） 深津住宅（1号棟、2号棟 各30戸）	・福山市役所 住宅課 ☎（084）928-1101

*1 ライフサポートアドバイザー。生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時のサービスを行う者。

小規模共同生活型施設

在宅生活が困難な一人暮らしの高齢者等が、少人数で共同生活を行うことなどにより、住み慣れた地域で生活を継続できるように支援します。

種 類	概 要	県内設置状況
過疎地域小規模老人ホーム	積雪などの気象条件や交通利便の問題により、一人暮らしが困難な方のための住まいです。	<u>2</u> か所
トータルケアホーム	一人暮らしが困難な方が、住み慣れた地域での関係や家庭的な雰囲気の中で共同で生活するための住まいです。	<u>1</u> か所
あんしんリビング	一定の介助が必要な高齢者や居宅生活が困難な障害者が、安心して暮らせる住まいで、特別養護老人ホーム等の施設に隣接しています。	<u>3</u> か所
自立支援型グループホーム	特別養護老人ホーム等の退所者で生活の場の確保が困難な方や、自立しているが外出等に介助が必要で地域で独立した生活が困難な高齢者等のための住まいです。	<u>5</u> か所
小規模地域ケア促進事業	高齢者等の少人数による共同生活、一時的な宿泊、デイサービスなど、地域のニーズに応じて提供されるサービスが利用できます。	<u>2</u> か所
ひろしまユニバーサルリビング	一人暮らしが不安な高齢者・障害者等が安心して暮らせる共同生活型の住まいに、通所サービスや、地域の介護予防・生きがい活動等の機能も付加されています。	<u>2</u> か所

■ 問合せ先

市町役場	P143
------	------

4 高齢者の福祉施策

成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護したり支援する制度です

認知症高齢者など判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護（住居の確保・治療・介護・生活維持のための契約締結や費用支払いなど）を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度です。

● 法定後見制度

本人の判断能力が十分でない場合、家族や市町長などの申立てにより家庭裁判所が選んだ人（成年後見人、保佐人、補助人）が財産管理などを行います。

● 任意後見制度

自分の判断能力が十分なうちに前もって信頼できる人（任意後見人となる人）を選び、判断力が衰えた時の財産管理や生活の手配を頼んでおく制度です。

頼む相手は、親族でも専門家でも可能です。

本人の判断能力が不十分となったとき、申立てにより、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任し、支援が始まります。

■ 参考資料

広島県 HP にて公開している次の資料もご確認ください。

○成年後見制度利用ガイドライン（支援者等関係者向け）

※上記リンクをクリックすると広島県 HP に遷移します

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/1045573_9229312_misc.pdf

■ 相談窓口

名称		受付時間	電話番号
広島弁護士会	法律相談センターひろしま	●予約受付（年末年始、盆、GWを除く） 9時30分～16時 ●（予約受付後）相談可能時間（年末年始、盆、GWを除く） 10時10分～16時25分	(082)225-1600
	法律相談センター 福山	●予約受付（年末年始、盆、GWを除く） 月～金曜日（土日祝日を除く） 9時30分～15時 ●（予約受付後）相談可能時間（年末年始、盆、GWを除く） 月～金曜日（土日祝日を除く） 13時～15時	(084)973-5900

広島弁護士会	呉法律相談センター	●予約受付（年末年始、盆、GWを除く） 9時30分～16時 ●（予約受付後）相談可能時間（年末年始、盆、GWを除く） 土曜日 10時～12時	0120-969-214
	ひがし広島法律相談センター	●予約受付（年末年始、盆、GWを除く） 9時30分～16時 ●（予約受付後）相談可能時間（年末年始、盆、GWを除く） 水曜日 13時～16時	(082)421-0021
	広島北部巡回法律相談センター	●予約受付（年末年始、盆、GWを除く） 9時30分～16時 ●（予約受付後）相談可能時間（年末年始、盆、GWを除く） 金曜日 13時～16時	0120-969-214
	成年後見制度相談対応弁護士 電話相談	受付後、弁護士からの折り返しによる 電話相談 ●予約受付（年末年始、盆、GWを除く） 月～金曜日（土日祝日を除く） 9時30分～16時 ●（予約受付後）相談可能時間 （土日祝、年末年始、盆、GWを除く、年3回まで無料） 9時30分～16時 ※必ず「成年後見制度等について支援 する弁護士を紹介してほしい」旨お伝えください。	(082)225-1600
公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート広島県支部		月～金曜日（祝日を除く） 9時～17時	(082)511-0230
公益社団法人 広島県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ ひろしま		①月～金曜日（祝日を除く） 10時～16時	① 090-7970-3019
		②第2火曜日（無料相談会要予約） 14時～16時	② (082)254-3019

■ 問合せ先

市町役場	P143
広島家庭裁判所	☎ (082)228-0563
呉支部	☎ (0823)21-4992
尾道支部	☎ (0848)22-5286
福山支部	☎ (084)923-2806
三次支部	☎ (0824)63-5169

認知症対策

高齢化の進展に伴い、認知症のある高齢者も増加していることから、サービスの充実が図られています。

■ 認知症に関する相談先

相 談 先	内 容
地域包括支援センター	認知症のある高齢者の介護のための在宅サービス利用や権利擁護等についての相談（P55、136 参照）
こころの電話相談	介護家族の悩みなどの相談（P134 参照）
広島県認知症介護アドバイザー （介護アドバイザー）	認知症介護に関する相談（P28 参照）
もの忘れ・認知症相談医 （認知症ドクター）	認知症医療に関する相談（P27 参照）
認知症疾患医療センター	認知症疾患に対する専門医療の提供や専門医療相談（P133 参照）
精神保健福祉センター	認知症に関する相談や関係機関の情報提供（P134 参照）
広島県地域包括ケア推進センター	認知症介護など専門的な相談、財産管理や成年後見制度の利用について（P135 参照）
広島市認知症コールセンター	認知症に関する相談や関係機関の情報提供（P135 参照）
広島県若年性認知症サポートルーム	若年性認知症に関する相談（P135 参照）

■ 認知症関連サービス

要介護・要支援認定を受けた認知症のある高齢者に対する介護保険サービスとしては、一般の居宅サービスのほか、特に認知症のある高齢者を対象とした次のようなサービスが利用できます。

サ ー ビ ス	内 容
認知症対応型通所介護	デイサービスセンター等に通う認知症の要介護者に、入浴、排泄等の介護や世話を行う。（P123 参照）
小規模多機能型居宅介護	居宅、通い、短期間の宿泊などにより、入浴、排泄等の介護や世話を行う。（P125 参照）
認知症対応型共同生活介護	認知症の要介護者が少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話を行う。（P126 参照）
介護予防認知症対応型通所介護	デイサービスセンター等に通う認知症の要支援者に、入浴、排泄等の介護や世話を行う。（P123 参照）
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援者が介護予防を目的として、居宅、通い、短期間の宿泊などにより、入浴、排泄等の介護や世話を行う。（P125 参照）
介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の要支援者が介護予防を目的として、少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話を行う。（P126 参照）
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した複合型サービスを行う。（P131 参照）

要支援認定を受けた方、市町又は地域包括支援センターにおいて基本チェックリストを実施し「サービス・活動事業対象者」と判断された方は、市町が実施するサービス・活動事業のサービスを利用することができます。(P53～54 参照)

また、市町が実施する認知症予防のための講演会などは、どなたでも参加できます。

認知症のある高齢者を介護している家族等に対して、介護教室や介護者交流会の開催、認知症高齢者見守り事業などの支援を実施している市町もあります。(P56 参照)

■ 認知症のある高齢者の権利擁護

不当な権利侵害を受けないよう、次のような支援制度があります。いずれも、地域包括支援センターにおいて、利用のための相談を行っています。

制 度	内 容
成年後見制度	認知症などで判断能力が不十分な人を、法律面や生活面で保護し、支援する制度です。(P23 参照)
福祉サービス利用援助事業 (かけはし)	認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービス利用や日常の金銭管理等に関する援助を行っています。(P42 参照)

もの忘れ・認知症相談医（オレンジドクター）

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気ですが、早く受診し、正しい治療を受ければ、治ることもありますし、進行を遅らせることもできます。

県では、認知症医療の研修を修了した医師を「もの忘れ・認知症相談医」（オレンジドクター）として認定し、高齢者が日頃受診する主治医（かかりつけ医）に、認知症に関して気軽に相談できる体制づくりに取り組んでいます。

オレンジドクターのいる医療機関には、認定プレートが院内等に掲示されています。

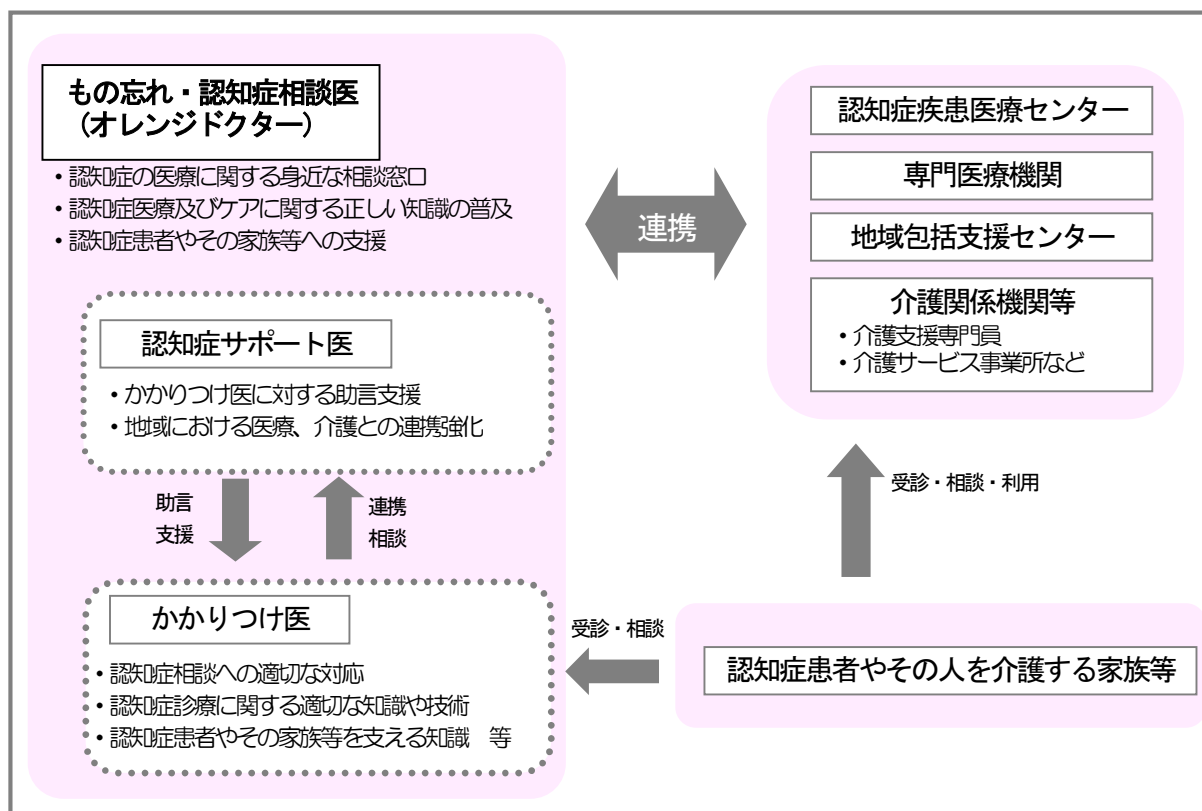
また、広島県ホームページにもオレンジドクター名簿を掲載しています。

もの忘れや認知症が気になったら、オレンジドクターへ早めに相談してください。



もの忘れ・認知症相談医
（オレンジドクター）
認定プレート

【早期発見・早期診断体制の充実】



■ 検索方法

広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

トップページから

「健康・福祉・子育て」⇒「高齢者・障害者等福祉」

⇒「高齢者の社会参画・生活支援、認知症対策に関することなら」⇒「認知症対策」

⇒「もの忘れ・認知症相談医(オレンジドクター)」

広島県 オレンジドクター

検索

■ 掲載内容

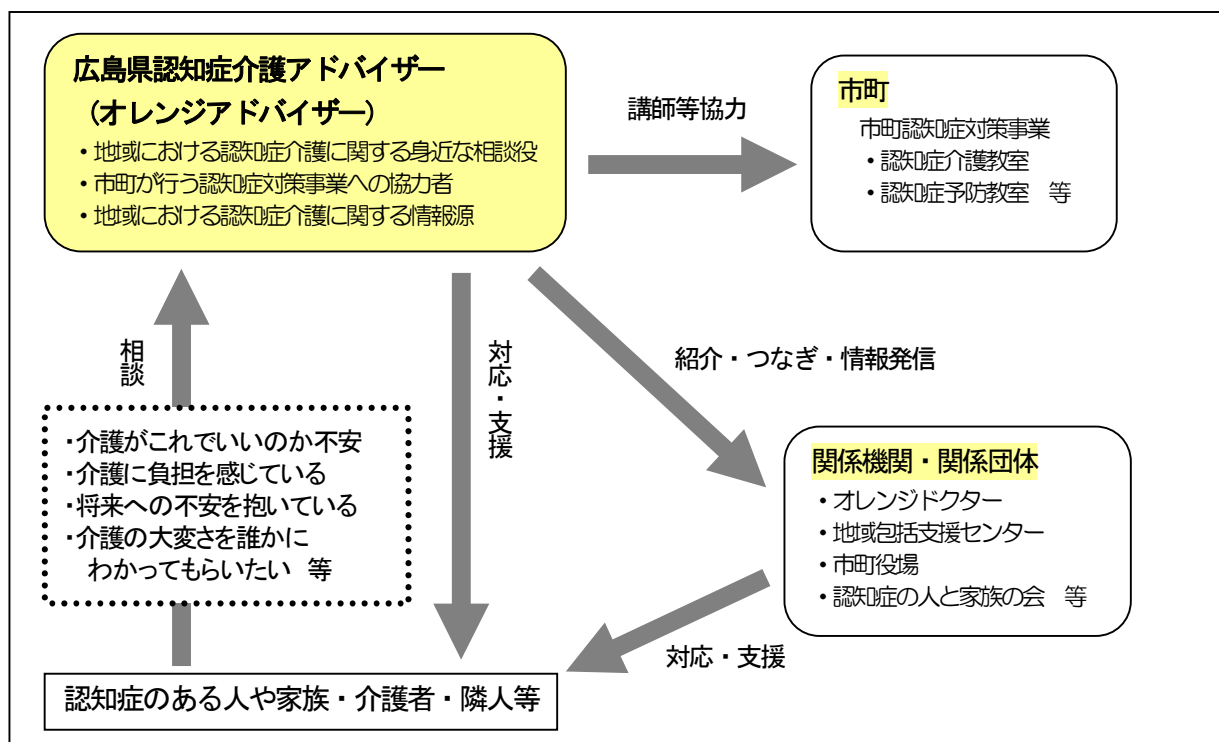
もの忘れ・認知症相談医（オレンジドクター）名簿

※ 医療機関名・所在地・氏名・所属電話番号等

広島県認知症介護アドバイザー（オレンジアドバイザー）

認知症のある方やその家族等が住みなれた地域において安心して暮らし続けることができるよう、広島県認知症介護実践研修（実践リーダー研修）の修了者を「広島県認知症介護アドバイザー（愛称：オレンジアドバイザー）」として認定しています。

オレンジアドバイザーは、情報の提供や関係機関・サービス等へつなぐ「道案内役・身近な相談役」として、御本人や御家族からの相談に応じています。オレンジアドバイザーの所属事業所には、右のステッカーが掲示されていますので、気軽に御相談ください。



■ オレンジアドバイザー認定数

R7.4.1現在（圏域：人）

認定数	広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北
858	126	50	96	81	141	254	110

■ 検索方法

広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

トップページから

「健康・福祉・子育て」⇒「高齢者・障害者等福祉」

⇒「高齢者の社会参画・生活支援、認知症対策に関することなら」⇒「認知症対策」

⇒「広島県認知症介護アドバイザー（オレンジアドバイザー）」

広島県 オレンジアドバイザー

検索

■ 掲載内容

オレンジアドバイザーが所属する医療機関名・所在地・氏名・所属電話番号等

広島県認知症地域連携パス（ひろしまオレンジパスポート）

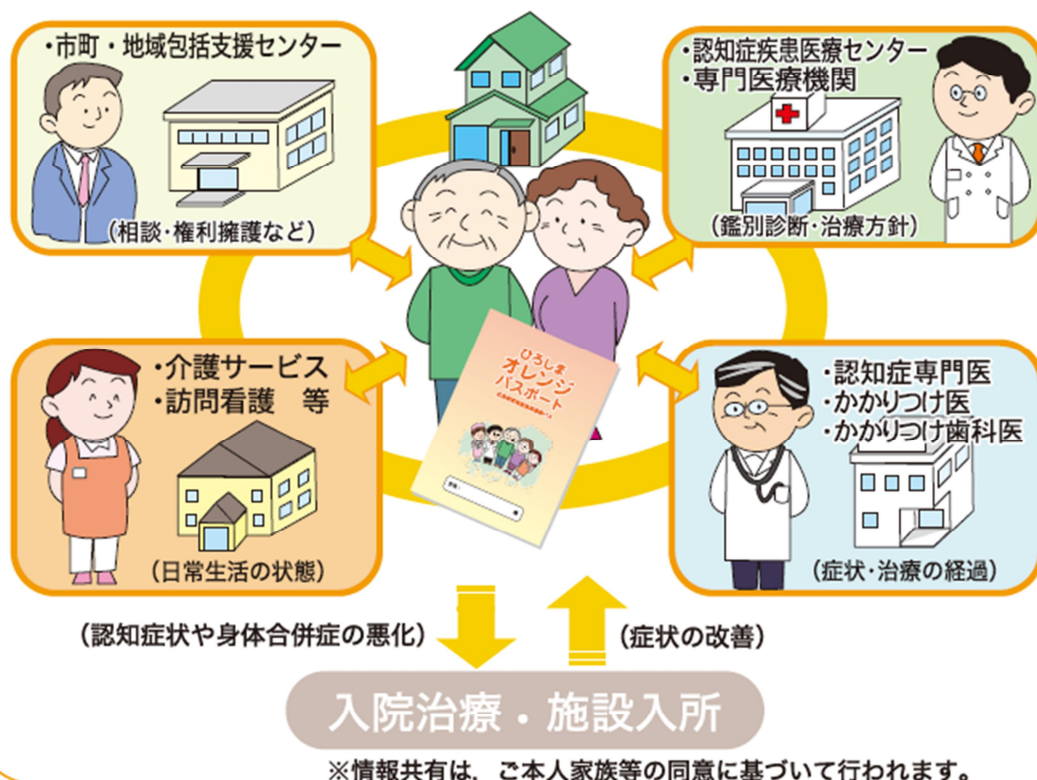
広島県では、認知症のある方と家族を支える医療・介護連携の仕組みを広げるため、関係機関が患者情報を共有する広島県認知症地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」の取組を進めています。

このパスポートは、認知症のある方の地域生活を支える医療・介護機関が、検査・治療の経過や日常生活の変化などの情報を共有して、症状に応じた治療やケアなどにつなげることで、ご本人とご家族が、地域でおだやかに安心して暮らせるように支えるためのものです。

平成26年4月から、県内の認知症疾患医療センター等の医療機関へ導入して、利用拡大を図っています。



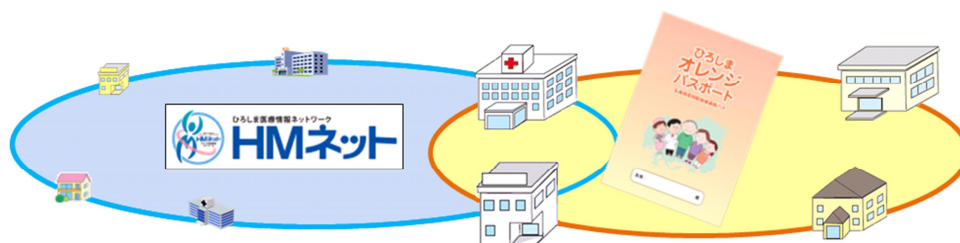
医療・介護機関が連携して、地域での暮らしを支えます。



■ 情報共有の方法

ひろしまオレンジパスポートは、患者情報の記入様式を綴じた“手帳ファイル”で、医療機関への受診時や介護サービス利用時に、ご家族等がその手帳を提示して、その内容を担当スタッフが確認・記入等することで、情報共有が行われます。

また、ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）に参加している医療機関では、電子情報として、ご本人の医療情報等を記録・蓄積し、情報を共有するネットワーク環境を構築しています。



■ 共有される情報について

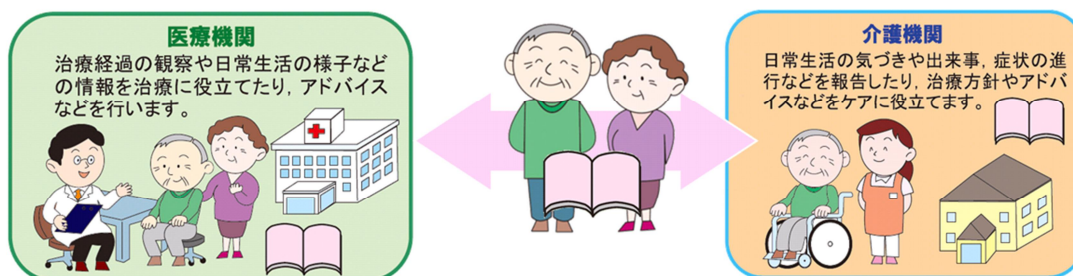
ひろしまオレンジパスポートでは、「検査・診療情報」や、「日常生活の様子や変化」などを、関係者で共有します。

共有される情報		情報提供者
本人情報	・身体状況、飲酒・喫煙歴、アレルギー歴 等	ご家族等
関係機関情報	・情報共有する医療・介護機関等の連絡先	ご家族等 (関係機関の同意)
検査・診断結果	・認知症に関する検査結果（心理検査、画像検査） 等	認知症専門医療機関
治療・ 経過観察	・日常診療等での診察結果、既往歴、治療中の疾患 等	かかりつけ医等 かかりつけ歯科医
	・服薬情報（主に「お薬手帳」を参照します。）	処方医療機関
	・みんなの連携ノート・情報共有連絡票 日常生活・介護現場での様子や気づき、医師からお伝えしたいことなどを、随時、共有します。	ご家族等 医療機関 介護機関 (すべての関係者)

■ 「みんなの連携ノート」について

パスポート内の記入様式“みんなの連携ノート”は、ご家族等がご本人の日常生活の様子や変化などを記録して、その情報を関係機関が共有することで、治療やケアに役立てるための連絡ノートです。

医師からの連絡や介護現場からの報告など、医療・介護スタッフも利用しますので、医療・介護サービスを利用される際には、常に持参してください。



The image shows two sample forms. Form A, titled 'ご家族等からの連絡票 (A)', is a table for recording information from family members. It includes columns for '記入日' (Date), '項目' (Item), and '内容' (Content). The items are categorized into '生活' (Life), '身体状況' (Physical Status), '認知機能' (Cognitive Function), and 'その他' (Others). Form B, titled '進行度チェック表 (B)', is a checklist for monitoring the progression of the condition. It includes columns for '項目' (Item) and 'チェック' (Check). The items are categorized into '認知機能' (Cognitive Function), '生活' (Life), '身体状況' (Physical Status), and 'その他' (Others). Both forms have a section for '記入者' (Recorder) and '記入日' (Date).

みんなの連携ノートは、診察結果や日常生活の様子などを関係者で共有する「ご家族等からの連絡票（A）」と、定期的に認知症状をチェックする「進行度チェック表（B）」で構成しています。

■ パスポート発行機関

ひろしまオレンジパスポートは、県内の「認知症疾患医療センター」等で、ご本人家族の希望に応じて発行しています。

【認知症疾患医療センターについては、P133をご覧ください。】

高齢者虐待防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止）」により、虐待の定義が明確化され、発見者に対する通報義務や市町の立入調査権限などが規定されています。

通報の窓口となるのは、市町（P143）及び地域包括支援センター（P136・147 参照）です。

通報の事実について確認を行い、解決のための対応措置を取ります。

また、養護者への支援も併せて行い、虐待の再発を防ぎます。

■ 高齢者虐待の定義

○ 身体的虐待

【例】 平手打ちする、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、ベッドに縛るなど

○ 介護・世話の放棄・放任

【例】 高齢者に水分や食事を十分に与えない、入浴させない、室内にごみを放置する、養護者以外の同居人による虐待行為を放置する、必要な医療・介護サービスを受けさせないなど

○ 心理的虐待

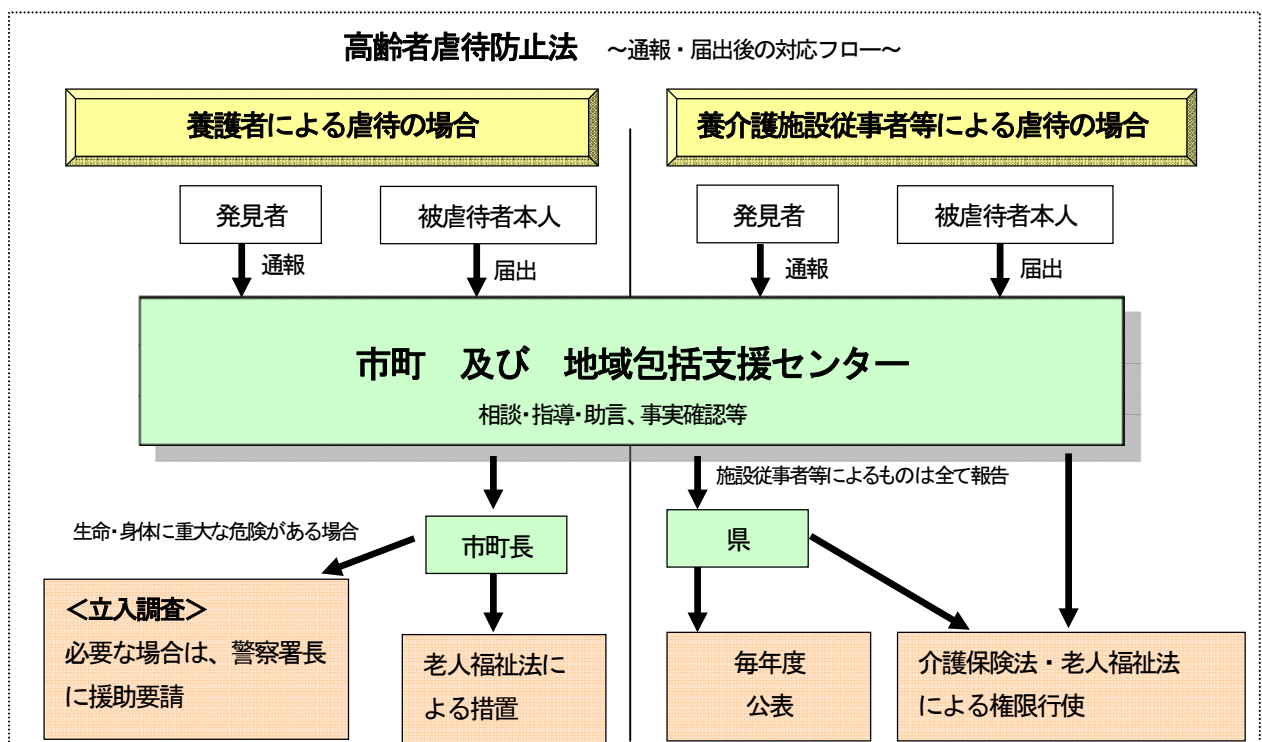
【例】 怒鳴る、罵る、無視する、排泄の失敗を嘲笑し、それを人前で話すなど

○ 性的虐待

【例】 排泄の失敗に懲罰的に下半身を裸にして放置する、セックスを強要するなど

○ 経済的虐待

【例】 年金や貯金を本人に無断で使用する、日常生活に必要なお金を渡さないなど



原爆被爆者の介護保険サービスに対する公費負担（助成）

被爆者が介護保険サービスを利用した場合、次の公費負担（助成）制度があります。

（１）介護保険サービスに対する利用料助成（公費助成）

対 象 サ ー ビ ス			支給対象経費
介護給付	居宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス） *1 所得制限あり	介護保険サービス に要した保険給付 対象費用の利用者 負担 1割（一定以上所 得者は2割又は3 割に相当する額）
		通所介護（デイサービス）	
		短期入所生活介護（ショートステイ）	
	地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
		地域密着型通所介護	
		認知症対応型通所介護	
		小規模多機能型居宅介護	
		認知症対応型共同生活介護	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		看護小規模多機能型居宅介護	
施設サービス	介護老人福祉施設		
予防給付	介護予防サービス	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） *1 所得制限あり ・介護予防通所介護（デイサービス）	
		地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護		
	介護予防認知症対応型共同生活介護		
	介護予防・ 日常生活 支援総合事業	訪問型サービス	第1号訪問事業 （サービス種類コードA1及びA2に限る） *1 所得制限あり
通所型サービス		第1号通所事業 （サービス種類コードA5及びA6に限る）	

*1 生計中心者が所得税を課せられていない世帯に属する人が対象となります。助成は「被爆者訪問介護利用助成受給者証」又は介護保険の「訪問介護利用者負担減額認定証」を所持する被爆者が対象です。

（２）介護保険サービスに対する医療の給付（公費負担）

対 象 サ ー ビ ス			支給対象経費
介護給付	居宅サービス	訪問看護	介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担 1割（一定以上所得者は2割又は3割に相当する額）
		訪問リハビリテーション	
		居宅療養管理指導	
		通所リハビリテーション（デイケア）	
		短期入所療養介護（ショートステイ）	
	施設サービス	介護老人保健施設	
予防給付	介護予防サービス	介護医療院	
		介護予防訪問看護	
		介護予防訪問リハビリテーション	
		介護予防居宅療養管理指導	
		介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	
		介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	

■ 問合せ先

県庁 被爆者支援課	被爆者・毒ガス障害者手当グループ 援護グループ	☎ (082) 513-3115 ☎ (082) 513-3116
-----------	----------------------------	--------------------------------------

指定難病医療費助成

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）では、「難病」を「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めています。

難病のうち、医療費助成の対象となる指定難病は、348疾病が指定されています。

この医療費助成制度では、認定された難病の診療、薬剤の支給、医学的措置、手術及びその他の治療等の医療費が主な助成対象ですが、介護サービスの一部も対象となります。健康保険・介護保険適用外の医療費やサービス（治療用装具、差額ベッド料、文書料など）は、対象外です。

■ 介護サービスに対する公費負担等

【対象となる介護サービス】

- ① 訪問看護
- ② 訪問リハビリテーション
- ③ 居宅療養管理指導
- ④ 介護予防訪問看護
- ⑤ 介護予防訪問リハビリテーション
- ⑥ 介護予防居宅療養管理指導
- ⑦ 介護医療院サービス

入院時の標準的な食事療養及び生活療養の負担は、対象外です。

【負担上限月額】

階層 区分	【階層区分の基準】 () 内の数字は夫婦 2 人 世帯の場合の年収の目安		負担上限月額（患者負担割合：2割、外来+入院）		
			原則		
			一般	高額かつ 長期医療	人工呼吸 器等装着
生活保護	—		0 円	0 円	0 円
低所得Ⅰ	市町村民税非課税 (世帯)	本人年収 ～80.9 万円	2,500 円	2,500 円	1,000 円
低所得Ⅱ		本人年収 80.9 万円～	5,000 円	5,000 円	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1 万円未満 (年収約 160 万円～約 370 万円)		10,000 円	5,000 円	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満 (年収約 370 万円～約 810 万円)		20,000 円	10,000 円	
上位所得	市町村民税 25.1 万円以上 (年収約 810 万円～)		30,000 円	20,000 円	
入院時の食費			全額自己負担		

※高額かつ長期：月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある人

■ 難病対策センター

【難病相談】

難病患者や家族などが抱える各種の心配ごと、悩みごとに対し、常設の相談窓口を設置し、専門の相談員が、電話又は面接により相談に応じています。

所在地	広島市南区霞 1-2-3 広島大学病院 臨床管理棟1階
相談電話	(082) 252-3777
相談受付時間	毎週月～金 10:00～12:00/13:00～16:00 (祝祭日・年末年始を除く)

■ 問合せ先

県庁 疾病対策課 疾病対策グループ	☎ (082) 513-3070
-------------------	------------------

重度心身障害児（者）医療費助成

重度の心身障害児（者）が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額（入院時の食事にかかる標準負担額を除く）を公費で負担しています。

■ 対象と一部負担金

対象者	一部負担金
県内に居住し、 ① 身体障害者手帳1、2、3級の交付を受けている方、または療育手帳㊿、A、㊿の交付を受けている方 ② 65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方 （ただし、一部自己負担及び所得による支給制限あり）	保険医療機関ごとに1日につき200円 （ただし、同じ保険医療機関での1か月の負担金は、入院月14日・通院月4日を限度とし、院外処方は負担なし）

※
制度の詳細は市町の福祉担当課までお問い合わせください。

■ 所得による支給制限

本人、または扶養義務者、配偶者（以下「扶養義務者等」をいう。）に一定以上の所得がある場合には対象となりません。

[本人分]

扶養親族等の数	基準額
0人	1,695,000円
1人	2,075,000円
2人	2,455,000円
3人	2,835,000円
※扶養親族が1人増すごとに380,000円加算	

[扶養義務者等]

扶養親族等の数	基準額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
※扶養親族が1人増すごとに213,000円加算	

■ 利用手続き

事前に市町担当窓口で申請し、受給の決定（受給者証の交付）を受ける必要があります。

■ 問合せ先

市町の福祉担当課までお問い合わせください。P143

精神障害者医療費助成

重度の精神障害者が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額（通院に限る）を公費で負担しています。

■ 対象と一部負担金

対象者	一部負担金
県内に居住し、 ① 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方で、かつ、自立支援医療受給者証（精神通院）を所持している方 ② 65歳以上75歳未満で上記に該当する方で、申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方（ただし、一部自己負担及び所得による支給制限あり）	保険医療機関ごとに1日につき200円 （ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、通院月4日を限度とし、院外処方負担なし）

※制度の詳細は市町の福祉担当課までお問い合わせください。

■ 所得による支給制限

本人、または扶養義務者、配偶者（以下「扶養義務者等」をいう。）に一定以上の所得がある場合には対象となりません

[本人分]

扶養親族等の数	基準額
0人	1,695,000円
1人	2,075,000円
2人	2,455,000円
3人	2,835,000円
※扶養親族が1人増すごとに380,000円加算	

[扶養義務者等]

扶養親族等の数	基準額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
※扶養親族が1人増すごとに213,000円加算	

■ 利用手続き

事前に市町担当窓口で申請し、受給の決定（受給者証の交付）を受ける必要があります。

■ 問合せ先

市町の福祉担当課までお問い合わせください。P143

介護保険と障害福祉サービス

■ 概要

- サービス内容や機能から、障害者サービスに相当する介護保険サービスが利用できる場合には、基本的には、介護保険サービスを優先して受けることになります。

具体的には、次のとおり

障害福祉サービスと介護保険とで共通するサービス	
・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・通所介護（デイサービス） ・短期入所（ショートステイ） ・訪問入浴 ・福祉用具（補装具、日常生活用具） ・住宅改修費	介護保険から受けていただくことが基本となります。 なお、介護保険と障害福祉サービスの両方を提供する「共生型サービス」において、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練、短期入所（併設型・空床利用型のみ）等を利用している場合は、引き続き同じ事業所のサービスが利用できます。

介護保険にはない障害福祉サービスの在宅サービス	
移動支援、意思疎通支援事業など	障害福祉サービスで提供されます。

施設サービス	
障害者支援施設等に入所している場合	引き続き、障害者支援施設等に入所することになります。

■ 適用関係

【1 在宅サービス】

(1) ホームヘルプサービス・デイサービス

- 65 歳以上（特定疾病による場合は 40 歳以上 65 歳未満）の障害者等が要介護や要支援の状態となった場合
⇒要介護認定等を受け、介護保険のサービスを優先して利用することになります。
- 65 歳以上（特定疾病による場合は 40 歳以上 65 歳未満）の障害者等が、要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合で通院の介助などのサービスが必要であると認められた場合
⇒障害福祉サービスから必要なサービスを利用することができます。
- 重度視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者などの外出時における移動の支援
⇒障害福祉サービスから必要なサービスを利用することができます。
- 在宅の障害者のうち介護保険のサービスを超えるサービス量が必要と認められる場合
⇒介護保険のサービスを超えるサービス分について、障害福祉サービスから必要なサービスを利用することができます。
- 行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、聴覚障害者及び視覚障害者などの意思疎通支援など介護保険にはないサービスを希望し、必要であると認められる場合
⇒障害福祉サービスから必要なサービスを利用することができます。

(2) ショートステイ

- 65 歳以上（特定疾病による場合は 40 歳以上 65 歳未満）の障害者等が要介護や要支援の状態となった場合
⇒要介護認定等を受け、介護保険のショートステイを利用することになります。
- 身近に介護保険のショートステイ施設がない場合などやむを得ない事情がある場合
⇒障害福祉サービスのショートステイを利用することもできます。

(3) 補装具費支給

- 〈介護保険と共通する品目〉 車いす、歩行器、歩行補助つえ
 - ・ 既製品の場合 ⇒介護保険の保険給付となります。
 - ・ 既製品以外の場合（医師、更生相談所等により障害者の身体状況に合わせて、個別に対応することが必要と判断される場合）
⇒障害者総合支援法に基づく補装具費として支給を受けることができます。
- 〈介護保険にはない品目〉 視覚障害者安全つえ、矯正眼鏡、遮光眼鏡、補聴器など
⇒障害者総合支援法に基づく補装具費として支給を受けることができます。

(4) 日常生活用具給付・貸与

- 〈介護保険と共通する品目〉 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器
⇒介護保険の保険給付となります。
- 〈介護保険にはない品目〉 視覚障害者用読書器、聴覚障害者用通信装置、ネブライザー（吸入器）、携帯用会話補助装置、電気式たん吸引器など
⇒市町の障害福祉サービスとして日常生活用具給付等事業から給付等を受けることができます。

【2 施設サービス】

- 障害者支援施設等に入所している方が 65 歳以上となった場合
⇒引き続き、障害者支援施設を利用することとなります。
- 障害者支援施設等に入所していない方が 65 歳以上となって新たに施設入所される場合
⇒介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスが優先されることとなります。

■ 自己負担

【介護保険サービスを利用する場合】

原則、サービスに要する費用の 1 割から 3 割を自己負担していただきます。

ただし、介護保険に移行する 65 歳になるまでに 5 年以上、特定の障害福祉サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）を利用していた方で一定の要件を満たす場合は、その障害福祉サービスに相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担額が償還されます。

【障害福祉サービスを利用する場合】

世帯の所得に応じて自己負担していただきます。（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯は無料）

■ その他

障害者支援施設等を退所又は退院した場合は、要介護認定等を受け、介護保険のサービスを利用できます。

■ 問合せ先

市町の福祉担当課までお問い合わせください。P143

あいサポート運動
障害を知り、共に生きる



生活福祉資金貸付制度（福祉資金／福祉費）

日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用として資金の貸付けを行います。

※事前に、他法・他制度の具体的な検討又は申請が必要です。

■ 貸付対象世帯

- ア 低所得世帯
- イ 障害者世帯
- ウ 高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する 65 歳以上の高齢者が属する世帯に限る）

■ 貸付内容

資金の目的	貸付上限額（目安）	償還期間
(1) 生業を営むために必要な経費	460 万円	20 年以内
(2) 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得する期間 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	8年以内
(3) 就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	3年以内
(4) 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	7年以内
(5) 福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	8年以内
(6) 障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	8年以内
(7) 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円	10 年以内
(8) 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間 1年以内 170万円 1年6か月以内 230万円	5年以内
(9) 介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービス等を受ける期間 1年以内 170万円 1年6か月以内 230万円	5年以内
(10) 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150 万円	7年以内
(11) 冠婚葬祭に必要な経費	50 万円	3年以内
(12) 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	3年以内
(13) その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	3年以内

- ◆ 据置期間・・・貸付月から6か月以内（分割交付の場合は、最終貸付月から6か月以内）
- ◆ 貸付利子・・・連帯保証人がいる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%
- ◆ 延滞利子・・・償還期限を過ぎると、元金残高に対して年3.0%の延滞利子が発生します。

■ 問合せ先

広島県社会福祉協議会	P144
お住まいの市区町社会福祉協議会	P144

生活福祉資金貸付制度（不動産担保型生活資金「低所得者世帯向け」）

居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢の低所得者世帯に対して、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行います。

※事前に、他法・他制度の具体的な検討又は申請が必要です。

■ 貸付対象

次のいずれにも該当する世帯

- ア 借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む。）する不動産に居住していること。
- イ 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと。
- ウ 土地の評価額が1,500万円（貸付条件によっては1,000万円）以上であること。
（マンションにお住まいの場合は、貸付対象となりません。）
- エ 配偶者又は親以外の同居人がいないこと。
- オ 世帯の構成員が原則として65歳以上であること。
- カ 借入世帯が市町村民税非課税又は均等割課税程度の低所得者世帯であること。

■ 貸付内容

- ア 貸付限度額
土地の評価額のおおむね7割程度を基準に広島県社会福祉協議会が決定
- イ 貸付額
1か月当たり30万円以内の額で個別に設定
- ウ 貸付期間
貸付元利金（貸付金＋利子）が貸付限度額に達するまでの期間又は貸付契約の終了時（借受人の死亡等）までの期間
- エ 償還期間
貸付契約の終了後3か月以内に一括償還
- オ 貸付利率
年3%又は銀行の長期プライムレートのうちいずれか低い利率
（毎年4月1日に広島県社会福祉協議会会長が定めます。）
- カ 償還の担保措置
 - ・推定相続人の中から連帯保証人1名を選任
 - ・居住する不動産に根抵当権等を設定
- キ 費用負担
不動産鑑定費用、登記費用等の諸経費は、借受人の負担

■ 問合せ先

広島県社会福祉協議会	P144
お住まいの市区町社会福祉協議会	P144

（注）不動産担保型生活資金には、上記の「低所得者世帯向け」以外にも、「要保護世帯向け」の貸付制度があります。

福祉サービス利用援助事業（かけはし）

通常、介護保険をはじめとする福祉サービスは、自らがサービスを選んで、サービスを提供する事業者と契約を結んで利用します。

しかしながら、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方は、福祉サービスの利用、その他日常生活上のさまざまな契約をする場合に、自分ひとりで判断するには不安がある、預貯金の出し入れや日常生活に必要な公共料金の支払いがわからないなどの困難な状況が生じます。このような状況に対して安心して暮らせるよう支援する事業です。

■ 対象者

- 認知症や障害等により、判断能力が不十分な人
- 利用意思があり、契約内容を理解できる人

■ 支援内容

- 福祉サービスの利用手続きのお手伝い
 - ・ 福祉サービスに関する情報提供
 - ・ 福祉サービスの利用手続きのお手伝いや代行
 - ・ 苦情解決制度の利用のお手伝い など
- 生活に必要なお金の出し入れのお手伝い
 - ・ 年金・手当の受領手続き
 - ・ 日常的な生活費に要する預貯金の出し入れ
 - ・ 税金、公共料金、福祉サービスの利用料などの支払い
 - ・ 家賃や地代などの支払い など
- 通帳や印鑑、大切な書類などのお預かり
※お預かりできるもの（書類等）
 - ・ 預貯金通帳（普通・定期）
 - ・ 保険証書、年金証書
 - ・ 不動産権利証、契約書
 - ・ 実印、銀行届出印 など

■ 費用

- 契約を結ぶまでの相談や支援計画の作成は、無料です。
- 支援契約を結んだ後の支援は、有料になります。
- 利用料

福祉サービスの利用手続きのお手伝い	1回 1,500円 (生活保護世帯については、無料)
生活に必要なお金の出し入れのお手伝い	
通帳や印鑑、大切な書類などのお預かり	1か月 2,000円 (※広島市を除く)

※ 生活保護受給者については、預かりサービス料のみ負担。ただし、市町によって、別途、利用料に関する規程を設けている場合があります。

※ 契約内容に基づくサービス提供により生じた実費（交通費等）については、利用者の負担となります。

■ 利用の手順

相談の受付

○お住まいの社会福祉協議会へ

ご本人以外でも、ご家族など身近な方、行政の窓口、民生委員、介護支援専門員や在宅福祉サービス事業者などを通じての問合せにもお応えします。

相談・打合せ

○専門的な知識を持った担当者が伺います

専門員^{※1}がご本人の暮らす自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。

契約書・支援計画の作成

○お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります

困りごとや希望を聞き、どのようなお手伝いをどれくらいの頻度で行うかなどをご本人と一緒に考えます。その後、契約内容・支援計画を提案します。

契約

○利用契約を結びます

契約内容を確認したのち、ご本人と社会福祉協議会が利用契約を結びます。

サービスの提供

○サービスが開始されます

支援計画にそって、生活支援員^{※2}がサービスを提供します。

※1 専門員の役割

困りごとや悩みについてご相談を受けます。ご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。サービスの利用を始めてからも、支援計画を変えたい場合やご心配な点があればいつでも相談に伺います。

専門員は、県内すべての市区町社会福祉協議会に配置されています。

※2 生活支援員の役割

契約内容にそって定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。

※広島県では、この事業を「かけはし」と通称で呼んでいます。

■ 問合せ先

広島県社会福祉協議会	P144
お住まいの市区町社会福祉協議会	P144

福祉サービス苦情解決制度

福祉サービスの利用者の利益を保護するため、事業者は苦情解決責任者や第三者委員を設置することとされています。また広島県社会福祉協議会に、中立・公平な機関として「広島県福祉サービス運営適正化委員会」が設置され、福祉サービスの利用にあたってのお困りごとを受け付けています。

■ 福祉サービスとは

高齢者、児童、障害者などを対象にした社会福祉施設や事業者が行う福祉サービスです。

○ 苦情の例

職員の対応や言葉遣いに不満がある。

利用手続きや費用などについて、ていねいな説明がない。

福祉サービスの内容が十分ではない。

■ 苦情解決の流れ

事業者段階での 苦情解決

福祉サービスに関する苦情は、当事者間で自主的に話し合い円満に解決することが望まれます。施設や事業所の苦情受付担当者に相談したり、役職員以外の第三者委員に伝えることで、より円滑で適切な解決を図ることとされています。

福祉サービス運営適正 化委員会での苦情解決

福祉サービスの利用者等が、施設や事業所内の苦情窓口にご相談しても解決できない場合に、福祉サービス運営適正化委員会がその相談を受け、助言や解決のあっせん等を行います。委員会は、弁護士、医師、相談機関等専門の委員で構成されています。

※ 事業者に苦情を直接話しにくい場合、委員会に直接申し出ることもできます。

■ 相談の方法

広島県福祉サービス 運営適正化委員会	電話	(082) 254-3419 (平日 8:30~17:00)
	FAX	(082) 569-6161
	手紙	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内
	電子メール	soudan@hiroshima-fukushi.net
	面接	あらかじめ御連絡ください。

税に関する高齢者の優遇制度

次に該当するときには、所得から控除が行われ、課税対象額が少なくなります。

令和7年度の課税は、所得税は令和7年の所得に対して、住民税は令和6年の所得に対するものです。

■ 高齢者本人が受けられる控除

○ 公的年金等控除

公的年金・恩給による収入には雑所得として所得税・住民税が課税されます。公的年金等控除は収入金額等に応じ収入金額から控除額を差し引くことができます。

受給者の区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額	
		所得税*1	住民税*1
65歳以上の方	330万円以下	最高110万円	最高110万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%+最高27万5千円	収入金額×25%+最高27万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+最高68万5千円	収入金額×15%+最高68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+最高145万5千円	収入金額×5%+最高145万5千円
	1,000万円超	最高195万5千円	最高195万5千円
65歳未満の方	130万円以下	最高60万円	最高60万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25%+最高27万5千円	収入金額×25%+最高27万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+最高68万5千円	収入金額×15%+最高68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+最高145万5千円	収入金額×5%+最高145万5千円
	1,000万円超	最高195万5千円	最高195万5千円

*1 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超えると控除額が段階的に減少します。

■ 高齢者を扶養している方が受けられる控除

70歳以上の方を扶養している場合は、以下の控除等があります。

○ 配偶者控除

対象者	所得税*2	住民税*2
配偶者が70歳以上の場合	最高48万円	最高38万円

*2 納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると控除額がなくなります。

○ 扶養控除

対象者	所得税	住民税
同居老親等*3以外の扶養親族が70歳以上の場合	48万円	38万円
同居老親等の扶養親族が70歳以上の場合	58万円	45万円

*3 同居老親等：70歳以上の扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の父母や祖父母など直系尊属で、納税者又はその配偶者と常に一緒に暮らしている人

※配偶者や扶養家族が障害者*⁴である場合には、以下の障害者控除との合計額になります。

区 分	所得税	住民税
障害者	27 万円	26 万円
特別障害者	40 万円	30 万円
同居特別障害者	75 万円	53 万円

* 4 身体障害者手帳等をお持ちの方や、市町長から障害の程度が身体障害者等に準ずると認定を受けた方などが該当します。

■ 医療費控除

所得者本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために一定額以上の医療費を支払った場合には、所得控除を受けることができます。

○ 控除額の計算方法（控除限度額：200 万円）

1 年間に支払った医療費 (保険金等の補てん額を除く。)	—	総所得金額等 × 5 % (10 万円超の場合は 10 万円)
---------------------------------	---	------------------------------------

○ 対象となる主な医療費

控除対象		控除対象外
病院等	・ 医師又は歯科医師による診療費・治療費	・ 健康診断の費用 ・ 医師等に対する謝礼金
	・ 治療目的のあん摩、マッサージ、はり、きゅうなどの費用	・ 体調を整えるなど治療目的以外の費用
	・ 保健師や看護師等による療養上の世話の費用	・ 所定の料金以外の心付け ・ 親族へ支払う療養上の世話の費用
	医師等による診療等を受けるために必要なもの ・ 入院の部屋代や食事代 ・ 医療用器具等の購入代や賃借料 ・ 義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費用 ・ おおむね 6 か月以上寝たきりの状態にあり、医師が必要と認めたもののおむつ代* ⁵	
薬	・ 治療又は療養に必要な医薬品の費用	・ 病気の予防や健康増進目的の医薬品の費用
交通費	・ 病院や介護老人保健施設などに運ばれる費用 (急患や怪我などで病院等に運ばれる費用)	
	・ 医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費	・ 自家用車で通院する場合のガソリン代など
介護サービス	・ 指定介護老人福祉施設サービスの対価（介護費等）として支払った額の 2 分の 1 相当額	・ 日常生活費 ・ 特別なサービス費用
	・ 介護保険制度のもとで提供される一定の居宅サービスの自己負担額	

* 5 医師が発行する「おおむね使用証明書」とおおむね代の領収書が必要です。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。お近くの税務署にお問合せください。

■ セルフメディケーション税制（医療費控除における特例）

健康の維持推進及び疾病の予防への取組として一定の取組^{*6}を行っている方で、本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、一定のスイッチOTC医薬品^{*7}を購入した場合には、所得控除を受けることができます。

なお、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、前記の医療費控除との選択制（いずれか一方を適用）です。

○ 控除額の計算方法（控除限度額：8万8千円）

1年間に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費 （保険金等の補てん額を除く。）	－	1万2千円
---	---	-------

*6 「一定の取組」とは、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査及びがん検診をいいます。

*7 「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいいます。

■ 問合せ先

最寄りの税務署	税務相談室等
市町の税務担当課 *4の市町長からの障害者認定事務については、市町の福祉担当課	P143

医療費の支給

■ 一部負担金割合

75 歳以上又は 65 歳以上 74 歳以下で 一定の障害のある方 (後期高齢者医療制度対象の方)	医療費の 1 割 (一定以上の所得のある方は 3 割または 2 割)
70 歳以上 74 歳以下の方	医療費の 2 割 (一定以上の所得のある方は 3 割)
65 歳以上 69 歳以下の方	医療費の 3 割

■ 高額療養費制度

1 か月の一部負担金が下記の額を超える場合に、市町長へ申請することにより、その超えた金額が支給（払い戻し）される制度です。

なお、マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）の利用や、医療機関の窓口で「認定証」や任意記載事項に限度額区分を記載した「資格確認書」を提示することにより、自己負担限度額を超える分を支払う必要がなくなります。「認定証」などについては、加入している医療保険者（後期高齢者医療広域連合や市町国保等）の窓口にお問合せください。

認定証等を提示せず、自己負担限度額を超えて支払った場合は、後日、高額療養費の支給申請により、超えた額の払い戻しを受けることができます。

後期高齢者医療制度及び市町国保の場合

【後期高齢者医療制度の方】

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
年収約 1,160 万円～の方 課税所得 690 万円以上	252,600 円+医療費が 842,000 円を超えた場合はその超えた額の 1%を加算（※ 多数該当 140,100 円）	
年収約 770 万円～約 1,160 万円の方 課税所得 380 万円以上	167,400 円+医療費が 558,000 円を超えた場合はその超えた額の 1%を加算（※ 多数該当 93,000 円）	
年収約 370 万円～約 770 万円の方 課税所得 145 万円以上	80,100 円+医療費が 267,000 円を超えた場合はその超えた額の 1%を加算（※ 多数該当 44,400 円）	
一般Ⅱ ^{注1)}	18,000 円	57,600 円 (※ 多数該当 44,400 円)
一般Ⅰ ^{注2)}		
低所得者Ⅱ ^{注3)}	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ ^{注4)}	8,000 円	15,000 円

注1) 世帯内に被保険者 1 人

→ 被保険者の「課税所得 28 万円以上」かつ「公的年金収入+その他の合計所得 200 万円以上」

世帯内に被保険者 2 人以上

→ 世帯内の被保険者のうち「課税所得が世帯内で最大の方の課税所得 28 万円以上」かつ

「世帯内の被保険者全員の公的年金収入+その他の合計所得 320 万円以上」

注2) 現役並み・一般Ⅱ・低所得者以外の者

注3) 低所得者Ⅱ：市町村民税非課税世帯等

注4) 低所得者Ⅰ：市町村民税非課税世帯のうち、その世帯の各種所得の合計額が 0 円の方（公的年金の所得は控除額を 806,700 円として計算）。老齢福祉年金受給者（全額支給停止の方を除く）

【市町国保（70歳以上）の方の場合】

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
年収約 1,160 万円～の方 課税所得 690 万円以上	252,600 円+医療費が 842,000 円を超えた場合はその超えた額の 1%を加算 (※ 多数回該当 140,100 円)	
年収約 770 万円～約 1,160 万円の方 課税所得 380 万円以上	167,400 円+医療費が 558,000 円を超えた場合はその超えた額の 1%を加算 (※ 多数回該当 93,000 円)	
年収約 370 万円～約 770 万円の方 課税所得 145 万円以上	80,100 円+医療費が 267,000 円を超えた場合はその超えた額の 1%を加算 (※ 多数回該当 44,400 円)	
年収 156 万円～約 370 万円の方（一般） 課税所得 145 万円未満等	18,000 円 (年間上限 14.4 万円)	57,600 円 (※ 多数回該当 44,400 円)
低所得者Ⅱ ^{注1)}	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ ^{注2)}	8,000 円	15,000 円

注 1) 低所得者Ⅱ：市町村民税非課税世帯等

注 2) 低所得者Ⅰ：市町村民税非課税世帯であり、かつ一定所得以下の世帯等で 70 歳以上の者

【市町国保（70歳未満）の方の場合】

	外来+入院 (世帯単位)
年収約 1,160 万円～の方 旧ただし書所得 901 万円超	252,600 円+医療費が 842,000 円を超えた場合はその超えた額の 1%を加算 (※多数回該当 140,100 円)
年収約 770～約 1,160 万円の方 旧ただし書所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円+医療費が 558,000 円を超えた場合はその超えた額の 1%を加算 (※多数回該当 93,000 円)
年収約 370～約 770 万円の方 旧ただし書所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円+医療費が 267,000 円を超えた場合はその超えた額の 1%を加算 (※多数回該当 44,400 円)
～年収約 370 万円の方 旧ただし書所得 210 万円以下	57,600 円 (※多数回該当 44,400 円)
市町村民税非課税世帯等	35,400 円 (※多数回該当 24,600 円)

※ 多数回該当 前 12 か月以内に 3 回以上高額療養費が支給されている場合、4 回目以降から適用されます。

■ 高額介護合算療養費

同一世帯内に介護保険の受給者がいる世帯で、1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が次表の限度額を超える場合、7月31日現在に加入されている医療保険者等（後期高齢者医療広域連合や市町国保等）へ申請することにより、限度額を超える金額が医療保険者及び介護保険者（市町）の自己負担額の比率に応じて支給されます。

後期高齢者医療制度及び市町国保の場合

- ① 1年間に加入医療保険の変更、住所地の移動等があった場合、変更前の医療保険者及び介護保険者から自己負担額証明書の交付を受け、申請書に添付が必要です。
- ② 合算対象は、世帯単位で行います。
- ③ 70歳未満の方の医療費は、1か月の自己負担が21,000円以上のもののみを合算対象とします。

【年間の自己負担限度額】

- ・後期高齢者医療制度の方、市町国保（70歳以上）の方の場合

所得区分	限度額
年収約1,160万円～の方	212万円
年収約770万円～約1,160万円の方	141万円
年収約370万円～約770万円の方	67万円
年収156万円～約370万円の方（一般）	56万円
低所得者Ⅱ ^{注1)}	31万円
低所得者Ⅰ ^{注2)}	19万円

注1）低所得者Ⅱ：市町村民税非課税世帯等

注2）低所得者Ⅰ：市町村民税非課税世帯であり、かつ一定所得以下の世帯等で70歳以上の者

- ・市町国保（70歳未満）の方の場合

所得区分	限度額
上位所得者Ⅱ	212万円
上位所得者Ⅰ	141万円
一般Ⅱ	67万円
一般Ⅰ	60万円
市町村民税非課税世帯等	34万円

■ 入院時食事療養費標準負担額

後期高齢者医療制度及び市町国保の場合

対 象 者		食費（1食当たり）
市町村民税課税世帯		510 円
市町村民税課税世帯 （指定難病又は小児慢性特定疾患児童等）		300 円
低所得者Ⅱ ^{注1)}	90 日まで	240 円
	91 日以降	190 円
低所得者Ⅰ ^{注2)}		110 円

注1) 低所得者Ⅱ：市町村民税非課税世帯等

注2) 低所得者Ⅰ：市町村民税非課税世帯であり、かつ一定所得以下の世帯等で 70 歳以上の者

■ 入院時生活療養費負担額（療養病床に入院する場合）

後期高齢者医療制度及び市町国保の場合

	食費（1食当たり）	居住費（1日当たり）
市町村民税課税世帯	※510 円	370 円
低所得者Ⅱ ^{注1)}	240 円	370 円
低所得者Ⅰ ^{注2)}	140 円	370 円
老齢福祉年金受給者	110 円	0 円

※ 医療機関の管理体制によっては 470 円

注1) 低所得者Ⅱ：市町村民税非課税世帯等

注2) 低所得者Ⅰ：市町村民税非課税世帯であり、かつ一定所得以下の世帯等で 70 歳以上の者

■ 問合せ先

後期高齢者医療広域連合及び 市町国保	市町の高齢者医療担当課 P143
その他	加入されている医療保険者（健康保険証に記載されています。）の窓口にお問合せください。

後期高齢者医療制度

この制度は、75歳以上の方（65歳～74歳の一定程度の障害のある方を含む。）を対象とする医療保険制度です。

都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付等を行っています。

■ 保険料

令和7年度の保険料率は次のとおりです。

なお、原則として年金から天引き（特別徴収）されます。

年間保険料 限度額 80万円	=	均等割額 49,621円 1人当たりいくらかと計算	+	所得割額 (総所得金額等－基礎控除 ^注)×9.63% 被保険者の所得に応じた計算
----------------------	---	---------------------------------	---	--

注) 合計所得金額に応じて地方税法により定められた基礎控除額

※ 所得の低い世帯に属する方は、所得に応じて保険料が軽減されます。

※ 被用者保険（健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）の扶養家族で、後期高齢者医療制度に加入する前まで保険料負担のなかった方は、後期高齢者医療制度の資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減になります。

5 地域支援事業について

地域支援事業とは

市町では、要支援・要介護状態になる前からの高齢者の介護予防を推進し、地域における関係機関との連携のもとに、継続したケアマネジメントを行うため、地域支援事業において次のような事業を行っています。

〔介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）〕

平成27年度の制度改正により、要支援者に対する予防給付（訪問介護・通所介護）は、全国一律のサービス種類・内容・運営基準・単価等によるのではなく、市町が地域の実情に応じて、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対し効果的かつ効率的にサービスが提供できるよう、見直されました。

介護予防事業についても、これまでの一次予防事業と二次予防事業を区別せず、一般介護予防事業に見直されました。

平成29年4月からは、すべての市町が総合事業を実施しています。

〔包括的支援事業〕

地域包括支援センターの運営（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進

〔任意事業（地域の実情に応じた必要な支援）〕

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のメニュー

総合事業は、要支援認定を受けた方のほか基本チェックリスト該当者が対象となるサービス・活動事業と、全ての高齢者が利用可能な一般介護予防事業があります。

メニュー	事業内容
サービス・活動事業	
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを提供
一般介護予防事業	
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

■ 利用手続き

地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、利用するサービスメニューを決定します。

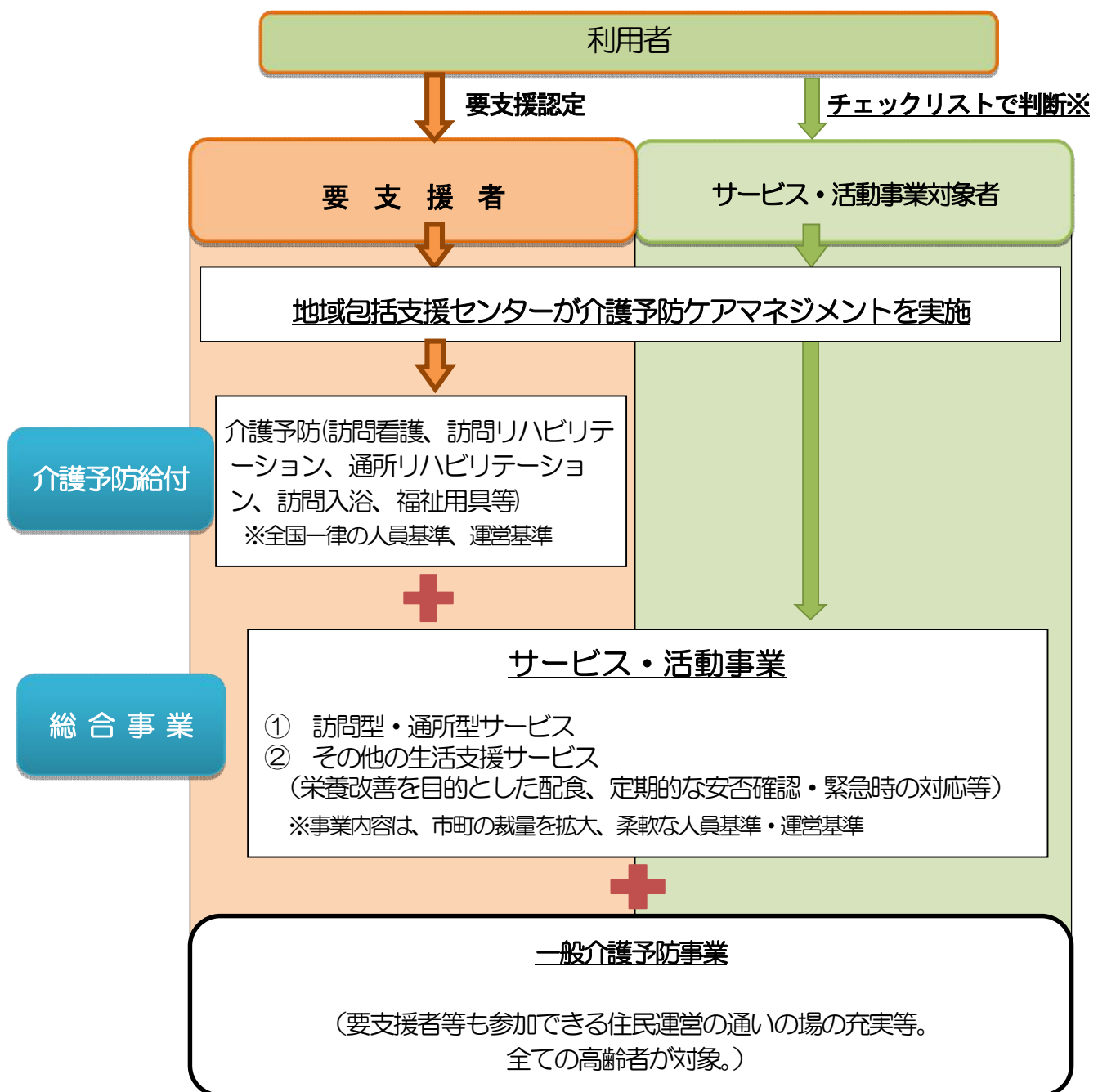
事業ごとのメニューの内容は市町によって異なり、サービスによっては利用料の必要なものもあります。

詳しくは市町にお尋ねください。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用手続き

- サービス・活動事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストによる判断で「サービス・活動事業対象者」とし、サービスを利用することが可能となります。
- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き予防給付によるサービス提供が継続されます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（サービス・活動事業と一般介護予防事業）のサービスと予防給付のサービス（要支援者のみ）を要する場合は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、サービスが提供されます。

※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



※令和3年4月1日からサービス・活動事業の対象者に、当該事業における補助により実施されるサービス（住民主体のサービス）を継続的に利用する要介護者が追加されました。

包括的支援事業とは

■ 地域包括支援センター

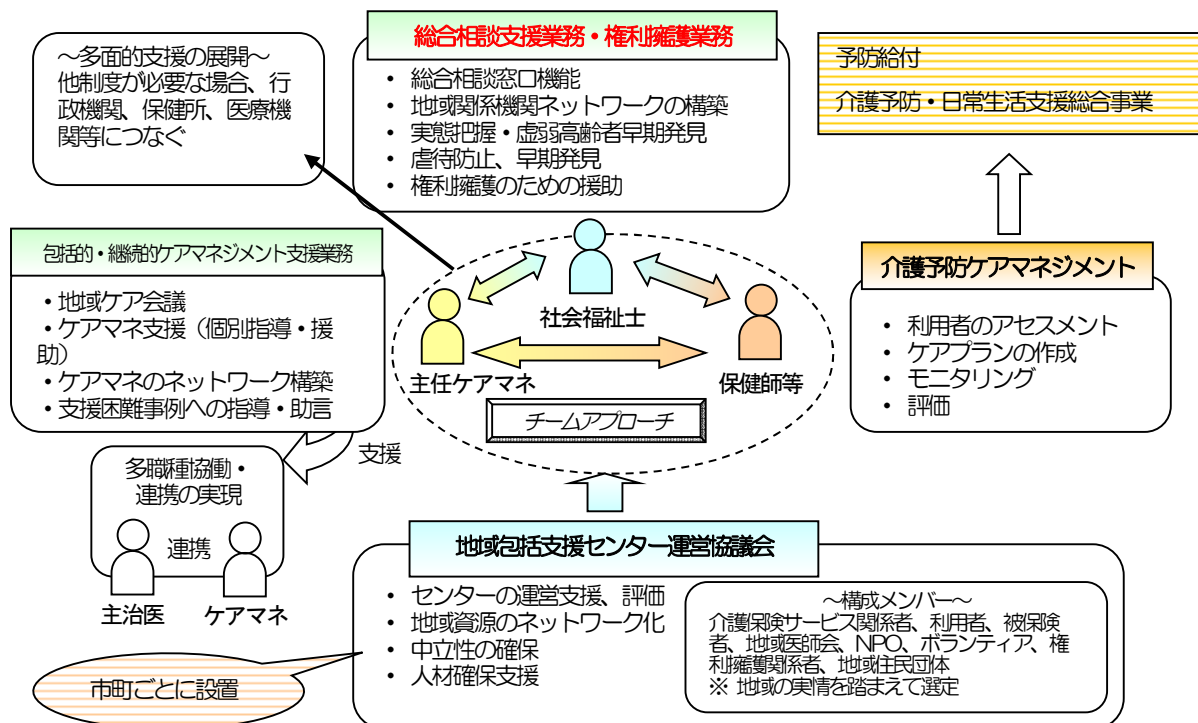
地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されているものです。

具体的には、次のような仕事をしています。

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域ケア会議の開催、地域のケアマネジャーの支援及び地域連携体制の構築など）
- ④ 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント

地域包括支援センターでは、以上の業務を円滑に、効果的に実施するため、行政機関、介護サービス事業者、医療機関、民生委員等の地域の代表者が一緒に、個別ケースの支援内容や高齢者を地域で支えるネットワークづくりなどを話し合う「地域ケア会議」を開催しています。

地域包括支援センターの概要



専門職員が、介護相談から高齢者虐待などの権利擁護相談まで、高齢者とその家族などからのさまざまな相談に対応し、支援します。電話でも相談できるので、困ったことがあれば最寄りの地域包括支援センター（P136、147）に御相談ください。窓口の開設時間はセンターによって異なります。緊急の場合は、深夜・夜間でも対応しています。

地域包括支援センターによっては、支所の役割を持ったサブセンターや総合相談支援業務についての窓口としてのランチもあります。

■ 総合相談支援業務（権利擁護業務を含む。）

包括的支援事業には、無料で気軽に相談できる総合相談支援業務があります。この相談窓口となっているのも、地域に設置されている地域包括支援センターです。専門職員が、介護相談から高齢者虐待などの権利擁護相談まで、高齢者とその家族などからのさまざまな相談に対応し、支援します。電話でも相談できるので、困ったことがあれば最寄りの地域包括支援センターに御相談ください。

（緊急の場合は、深夜・夜間でも対応しています。）

（地域包括支援センターの概要については、P55、P136、P147 参照）

任意事業のメニュー

市町が任意に実施する事業としては、次のような事業があります。実施事業は市町によって異なります。また、利用料が設定されている場合もあるので、詳しくは市町にお尋ねください。

メニュー	事業内容
介護給付等費用適正化事業	介護（予防）給付について、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業。
家族介護支援事業	家族介護教室、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業など、要介護被保険者を現に介護する家族を支援するための事業
成年後見制度利用支援事業	市町長申し立て等による低所得の高齢者に係る成年後見制度利用に要する経費や成年後見人等の報酬の助成など
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具、住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費の支給申請のための理由書作成経費の助成
認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	認知症対応型共同生活介護事業所において、要介護者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃等の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象に助成
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職場において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する事業
重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	重度のALS患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該重度のALS患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者が、当該重度のALS患者の負担により、その入院中に付き添いながらコミュニケーション支援を行う事業
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、地域の実情に応じ実施する事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業、介護サービスの質の向上に資する事業、地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業、家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業）

6 介護保険について知ろう

介護保険は、老後の安心を社会全体で支える制度です。

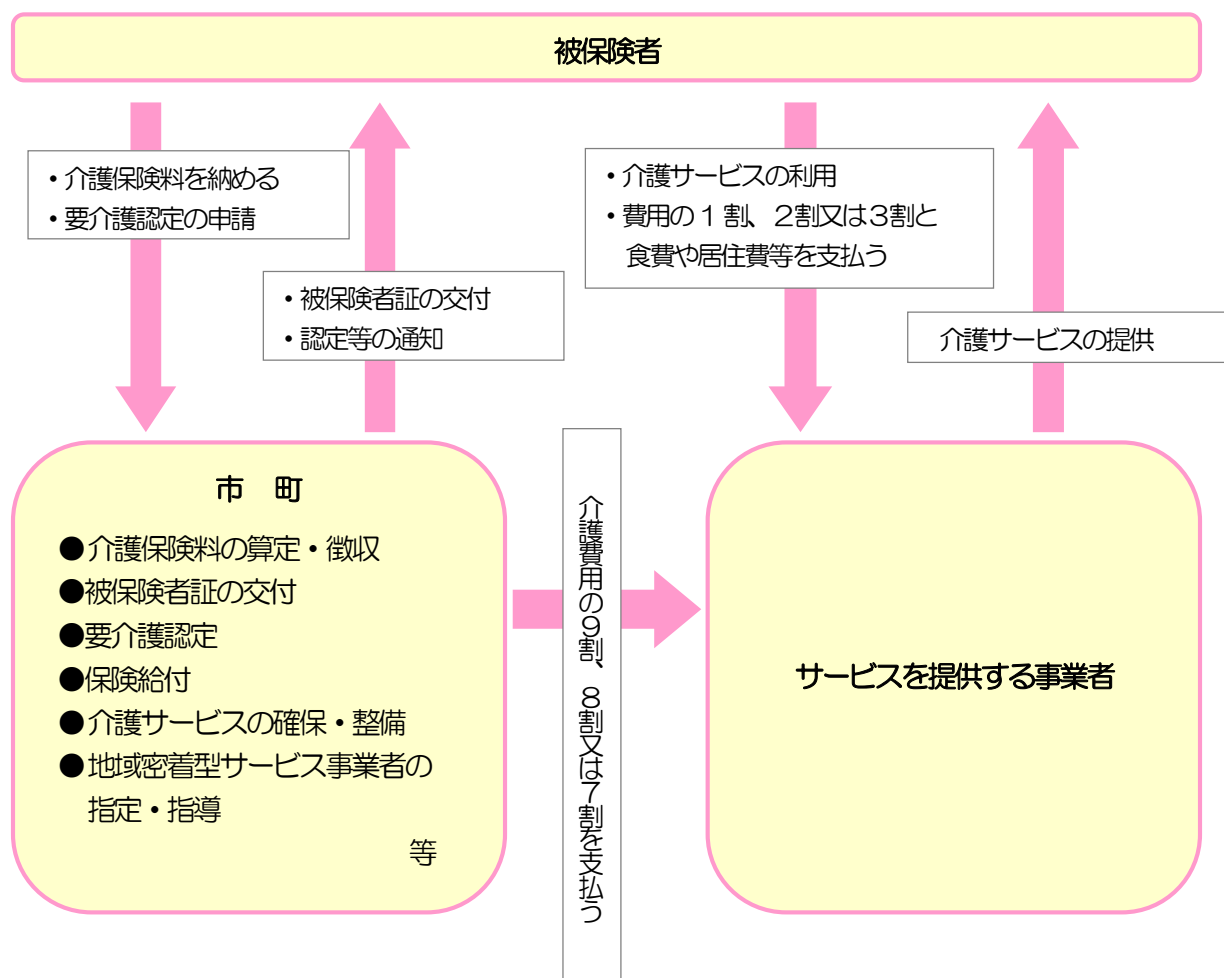
高齢化が急速に進行している中で、介護を必要とする人が増える一方、介護する人の高齢化も進み、家族だけでは介護を行うことは非常に難しくなっています。

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した福祉サービスと保健医療サービスを総合的に安心して利用できるしくみです。

制度の運営主体（保険者）は、市町です

介護保険に加入するのは、40歳以上の方です

介護保険制度のしくみは？



介護サービスを利用できる人は？

65 歳以上の方

65 歳以上の方は、常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、常に介護を要する状態の軽減や悪化の防止に支援を必要とすると見込まれるか、日常生活に支障が見込まれる状態（要支援状態）になった場合にサービスが利用できます。

40～64 歳の方

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病（特定疾病※）によって要介護状態や要支援状態になった場合にサービスを利用することができます。

※ 特定疾病

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① がん
（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込めない状態に至ったと判断したものに限る。） | ⑧ 脊髄小脳変性症 |
| ② 関節リウマチ | ⑨ 脊柱管狭窄症 |
| ③ 筋萎縮性側索硬化症 | ⑩ 早老症 |
| ④ 後縦韧带骨化症 | ⑪ 多系統萎縮症 |
| ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑫ 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ⑥ 初老期における認知症 | ⑬ 脳血管疾患 |
| ⑦ 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑭ 閉塞性動脈硬化症 |
| | ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 |
| | ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい
変形を伴う変形性関節症 |

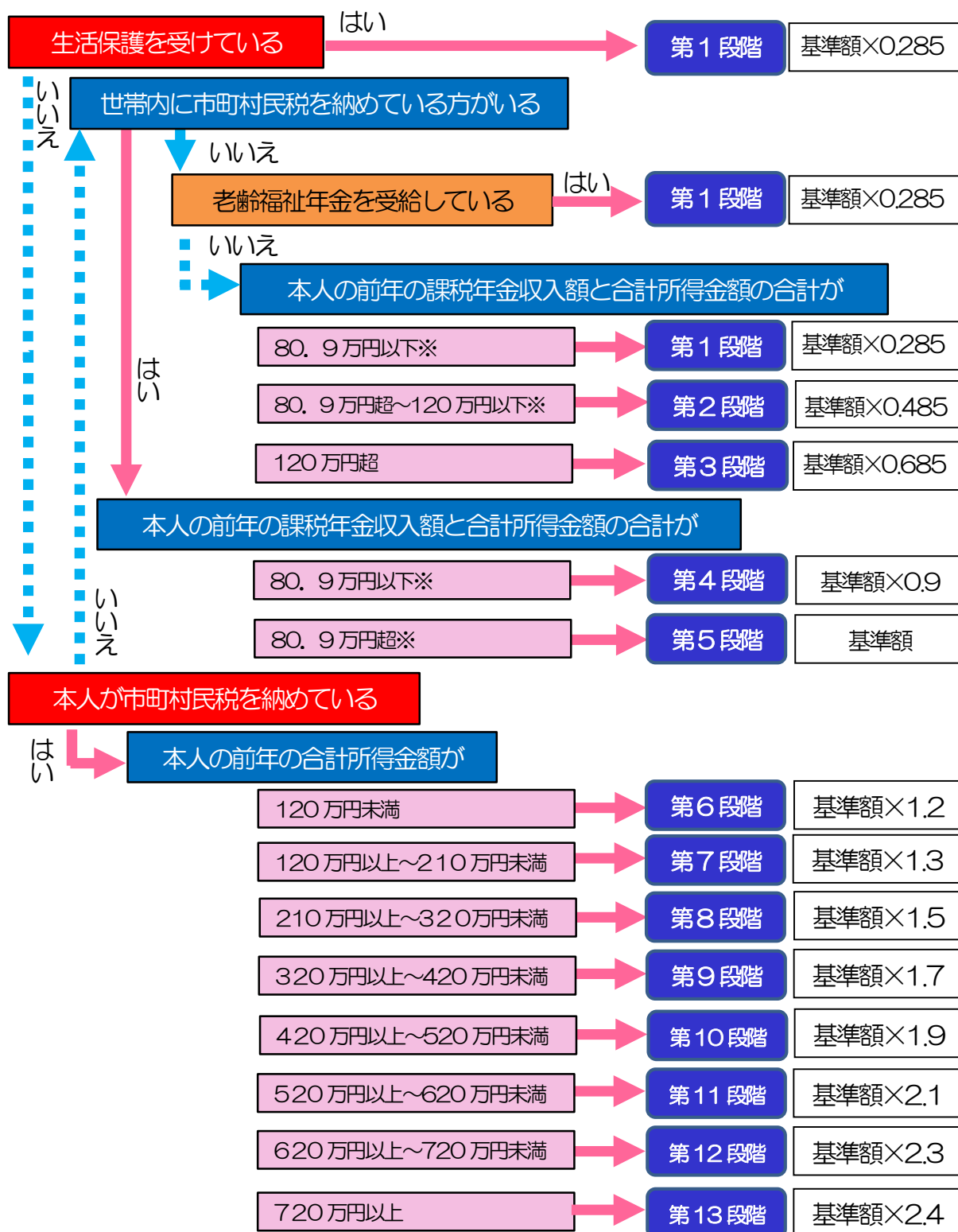
保険料の額・納め方は？

65 歳以上の方
(第 1 号被保険者)

■ 保険料

お住まいの市町の介護サービス提供状況によって算出された「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況及び所得に応じて段階的に決められています。

【標準的な 13 段階の例】 ※令和 7 年 4 月から基準額 80 万円→80.9 万円に見直し



■ 納め方

年金が年に 18 万円以上	年金が年に 18 万円未満
<u>年金から天引きされます</u> 2か月ごとに支払われる年金から、介護保険料が、差し引かれます。	<u>市町に個別に納めます</u> 市町が定める納期ごとに、口座振替や納入通知書などで納めます。

※ 年金からの天引きの対象となる年金は、老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金です。

40～64 歳の方 (第2号被保険者)

■ 国民健康保険に加入の場合

【保険料】

- ・所得や資産等に応じて異なります。
- ・保険料と同額の国庫負担があります。

【納め方】

医療保険分と介護保険分を合わせて、世帯ごとで世帯主が納めます。

■ 健康保険・共済組合に加入の場合

【保険料】

- ・給料と医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）及び賞与（標準賞与額）に応じて異なります。
- ・保険料の半額は事業主が負担します。

【納め方】

医療保険分と介護保険分を合わせて、給料から差し引かれます。

保険料を滞納すると？

1 年以上

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請により市町から 9 割、8 割又は 7 割の払い戻しを受けます。（償還払い）

1 年半以上

償還払いの全部又は一部が一時差し止められ、この差し止められた額が、滞納している保険料に充てられることがあります。

2 年以上

未納期間に応じて一定の期間、自己負担が 1 割から 3 割（平成 30（2018）年 8 月から 3 割負担となった方は 4 割）に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

サービスの支給限度額

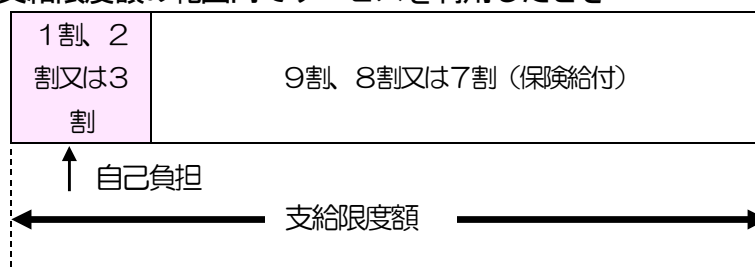
次のサービスには、利用できる額に上限があります。

【支給限度額のあるサービス】

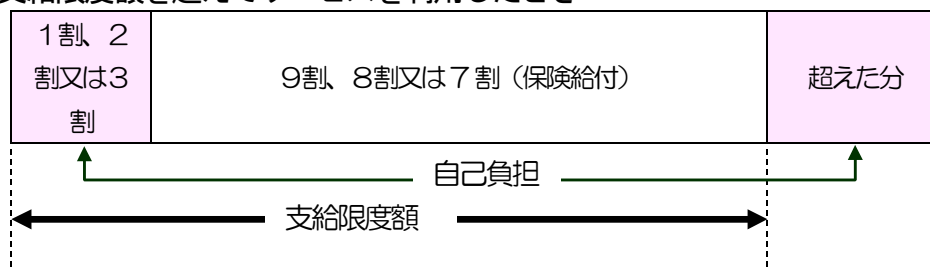
訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリ、通所介護、(介護予防)通所リハビリ、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(地域密着型)特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)、(介護予防)福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)、地域密着型通所介護

支給限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

○ 支給限度額の範囲内でサービスを利用したとき



○ 支給限度額を超えてサービスを利用したとき



■ 支給限度額

区 分	在宅サービスの費用の合計(1か月)	
	令和元(2019)年10月～	
要支援1	50,320円	(5,032単位)
要支援2	105,310円	(10,531単位)
要介護1	167,650円	(16,765単位)
要介護2	197,050円	(19,705単位)
要介護3	270,480円	(27,048単位)
要介護4	309,380円	(30,938単位)
要介護5	362,170円	(36,217単位)

※ 1単位の単価は10円が基本ですが、広島市及び府中町に所在する事業所については、10.45円、10.55円又は10.70円となるサービスがあります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、10.14円、10.17円又は10.21円となるサービスがあります。

※ 短期入所サービスの利用日数は、連続した利用は30日までで、また、特に必要と認められる場合を除き、認定有効期間のおおむね半数を超えないことを目安にします。

利用者の負担は？

介護サービスを利用した時には、所得に応じて費用の1割、2割又は3割をサービス事業者に支払います。（市町から、「介護保険負担割合証」が交付されます。）

施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院）でのサービスを利用する場合には、このほかに食費・居住費、理美容代などの日常生活費の自己負担があります。

※ ショートステイを利用する場合も食費・滞在費が自己負担になります。

介護保険施設等（ショートステイを含む）の食費・居住費（滞在費）は、保険給付の対象外のため、全額自己負担となりますが、所得の低い方については、利用者負担限度額が定められています。

○ 居住費用と食費の標準的な利用料（目安） 令和6(2024)年8月～

施設の居住環境	標準的な居住費（月額）	標準的な食費（月額）
ユニット型個室	63,000 円	44,000 円
ユニット型個室の多床室	53,000 円	
従来型個室	37,000 円 (53,000 円)	
多床室	28,000 円 (13,000 円)	

（ ）内は介護老人保健施設、介護医療院

〔参考 基準費用額（1日あたり） （ ）内は介護老人保健施設、介護医療院〕

区 分		基準費用額
食 費		1,445 円
居住費	ユニット型個室	2,066 円
	ユニット型個室の多床室	1,728 円
	従来型個室	1,231 (1,728) 円
	多床室	915 (437) 円

○ 所得の低い方については、利用者負担の上限が定められています。※

令和6(2024)年8月～

保険料段階	施設の居住環境	居住費負担限度額（日額）	食事負担限度額（日額）	
第1段階	ユニット型個室	880 円	300 円	
	ユニット型個室の多床室	550 円		
	従来型個室	380 (550) 円		
	多床室	0 円		
第2段階	ユニット型個室	880 円	390 円 【600 円】	
	ユニット型個室の多床室	550 円		
	従来型個室	480 (550) 円		
	多床室	430 円		
第3段階	ユニット型個室	1,370 円	本人年金収入等 120 万円以下	本人年金収入 等 120 万円超
	ユニット型個室の多床室	1,370 円		
	従来型個室	880 (1,370) 円	650 円 【1,000 円】	1,360 円 【1,300 円】
	多床室	430 円		

（ ）内は介護老人保健施設、介護医療院 【 】内はショートステイ

※ 特定入所者介護（予防）サービス費

市町に対して「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定を受けることで、保険料段階に応じた合計額による負担となります。（差額は、直接、市町から施設等へ補足給付されます。）

○ 所得の低い世帯の方については、利用者負担が軽減される制度があります。

【障害者ホームヘルプサービス利用者負担の軽減】

65 歳到達前の 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方で、境界層該当として定率負担額が 0 円となっている方については、訪問介護等の利用者負担が全額免除されます。

【社会福祉法人等による利用者負担の軽減】

所得の低い世帯の方については、社会福祉法人等が行う介護サービスのうち次の対象サービスについて、1 割負担、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費の利用者負担が原則 4 分の 3 に軽減されます。

（対象サービス）

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業、地域密着型通所介護

【離島等地域での利用者負担の軽減】

離島等地域において、社会福祉法人等が行う訪問系・多機能系の介護サービスを利用する所得の低い世帯の方については、利用者負担が 9 % に軽減されます。

【中山間地域等での利用者負担の軽減】

中山間地域等の地域において、社会福祉法人等が行う訪問系・多機能系の介護サービスを利用する所得の低い方については、利用者負担が 9 % に軽減されます。

※ これらの制度の実施については、市町にお問い合わせください。

1 割、2 割又は 3 割の自己負担が高額になったときには？

1 割、2 割又は 3 割の利用者負担が著しく高額にならないように、負担額が上限額を超えた部分が、「高額介護（予防）サービス費（A）」として申請により利用者に払い戻されます。

また、各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）及び介護保険の両制度の 1 年間の負担額の合計額※に対して、上限額を超えた部分が「高額医療合算介護（予防）サービス費（B）」として申請により利用者に払い戻されます。

【高額介護（予防）サービス費の利用者負担の対象にならないもの】

- ・ 福祉用具購入費・住宅改修費の利用者負担
- ・ 施設サービス等での食費、居住費
- ・ 日常生活費等のその他の利用料

※ 高額医療合算介護（予防）サービス費の利用者負担は、各医療保険及び介護保険について高額療養費又は高額介護（予防）サービス費が支給される場合は、利用者負担から高額療養費及び高額介護（予防）サービス費を除いた額になります。

■ 利用負担上限額

○ 高額介護（予防）サービス費（A）

同じ世帯に属する介護保険サービス利用者の同じ月の利用者負担の合計額について、上限額が設定されます。※令和 7 年 8 月から基準額 80 万円→80.9 万円に見直し

所 得 区 分	世帯の上限額
所得約 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円
所得約 380 万円（年収約 770 万円）以上同約 690 万円（同約 1,160 万円）未満	93,000 円
市町村民税課税世帯～所得約 380 万円（年収約 770 万円）未満	44,400 円
(1)①市町村民税世帯非課税	24,600 円
②24,600 円の減額により生活保護の被保護者とならない場合	
市町村民税世帯非課税で、（公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額）の合計額が 80.9 万円以下である場合※	世帯 24,600 円 個人 15,000 円
市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	世帯 24,600 円 個人 15,000 円
(2)①生活保護の被保護者	世帯 15,000 円
②15,000 円への減額により被保護者とならない場合	個人 15,000 円

○ 高額医療合算介護（予防）サービス費（B）

同じ世帯に属する医療保険（※）及び介護保険の両制度の1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）の利用者負担の合計額については、上限額が設定されています。

ア 被用者保険・国民健康保険の70歳未満の被保険者がいる場合

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満が いる世帯 ※2 + 介護保険
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

イ 後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の場合、又は、被用者保険・国民健康保険の70～74歳の被保険者がいる世帯の場合

所得区分	75歳以上	75歳未満
	後期高齢者医療 + 介護保険	高齢受給者が いる世帯 ※1 + 介護保険
標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	212万円	212万円
標準報酬月額53～79万円以上 課税所得380万円以上	141万円	141万円
標準報酬月額28～50万円以上 課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ ※3	19万円	19万円

※1・2 対象となる世帯に高齢受給者（70歳以上75歳未満）と70歳未満が混在する場合は、①まずは高齢受給者に係る自己負担合算額に（※1）区分の限度額が適用された後、②なお残る負担額と70歳未満の自己負担額を合算した後に（※2）区分の限度額が適用される。

※3 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯については、合算限度額19万円が高額介護サービス費等の限度額（月24,600円で年間295,200円）を下回る事態が生じることから、この場合は、両制度の整合性を確保するため、医療保険者が原則どおり低所得Ⅰの合算限度額19万円により医療保険分の支給額を計算した後、介護保険者が低所得Ⅱの合算限度額31万円により介護保険分の支給額を計算する。

■ 支給申請の手続き

○ 高額介護（予防）サービス費（A）

支給を受けようとする被保険者は、支給申請書に必要事項を記入し、市町の介護保険担当窓口へ提出します。一度申請を行えば、それ以後は被保険者の指定した口座に振り込まれます。

（注）なお、その都度、支給申請書に領収書等を添付して介護保険担当窓口へ提出が必要な場合がありますので、詳しくは市町へ確認してください。

○ 高額医療合算介護（予防）サービス費（B）

支給を受けようとする被保険者は、

①まず市町の介護保険担当窓口へ支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を提出します。

②次に、医療保険者（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）に対して介護保険の自己負担額証明書を添付して支給申請書を提出します。（①→②の順）

（注）一年間の利用者負担の合計額（7月末まで）を対象としているため、実際の申請は毎年8月以降になります。詳しくは市町へ確認してください。

サービス利用等に対する苦情

苦情の受付は、次の機関が行っており、苦情の処理に当たっては、関係機関が連携して、迅速かつ適切に対応することにより、早期解決を図ります。

■ サービス利用に関する苦情の処理

- 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び介護保険施設

相談窓口を設置し、苦情がある場合には必要な措置等を行うことになっています。

- 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者

自ら提供した居宅介護支援等のサービスに対して苦情があるときは苦情に対して適切に対応します。また、指定居宅サービスに対する利用者の苦情の広島県国民健康保険団体連合会への申立てに関しても、利用者に対して必要な援助を行います。

- 市町

サービス利用者に苦情があるときは、最も身近な行政窓口として対応し、サービス事業者に対し、文書等の提出・提示等を求めるなどの調査を行います。

指定基準違反の疑い等が認められた市町指定の事業者については、調査を行い、必要により指導、指定取消し処分を行うことになります。

- 県

指定基準違反の疑い等が認められた県指定の事業者については、調査を行い、必要により指導、指定取消し処分を行うことになります。

- 広島県国民健康保険団体連合会

介護保険制度における苦情を処理する機関であり、苦情に関する調査・指導及び助言を行います。

■ 市町が行う要介護等の認定又は介護保険料の賦課等の処分に関する審査請求

- 市町が行う要介護認定等の保険給付に関する行政処分や保険料その他介護保険法に規定する徴収金に関する処分に関して不服がある場合には、県の介護保険審査会に審査請求することができます。

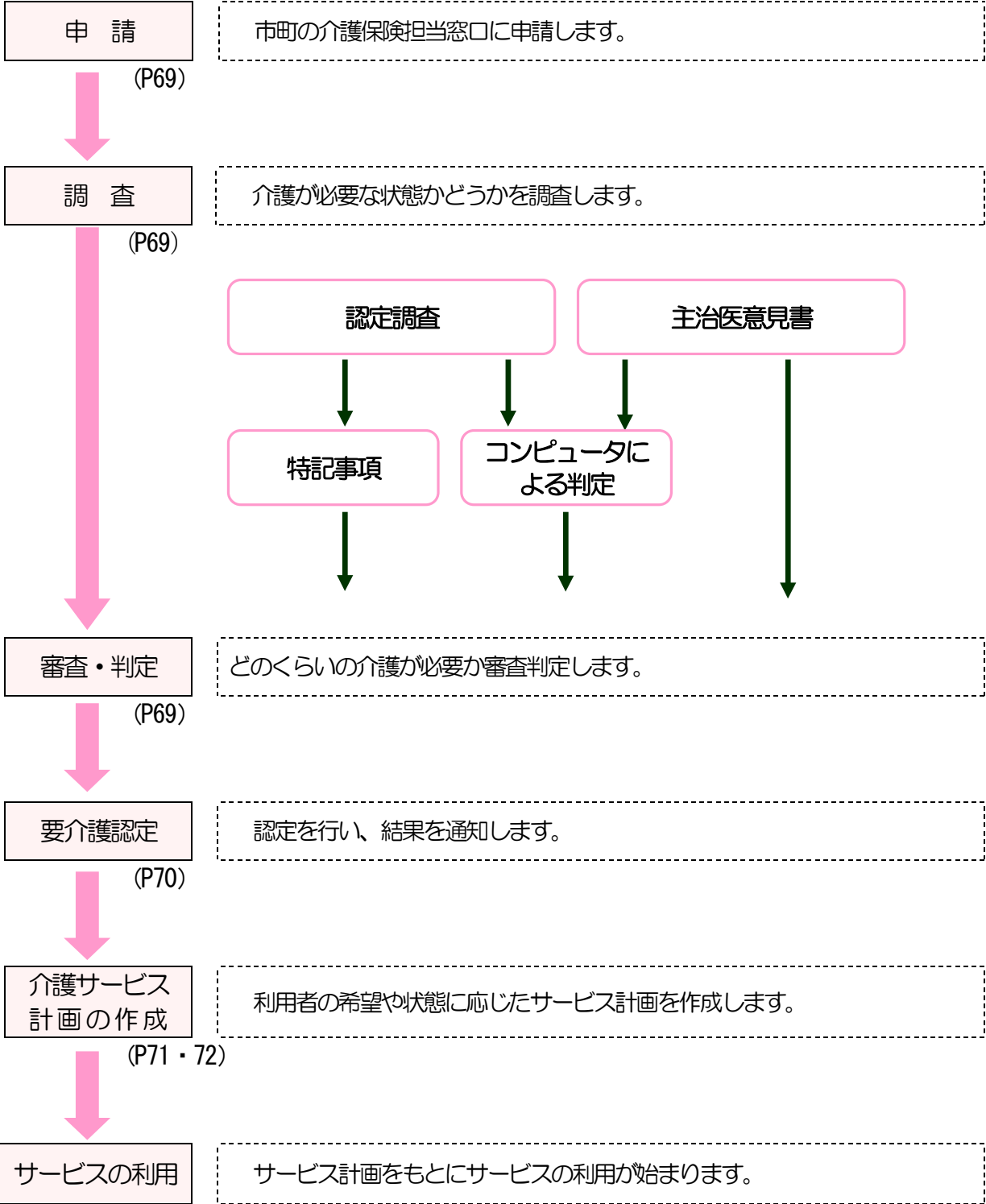
- 審査請求を行う前に、市町へ処分内容の確認をしていただき、それでも納得できない場合は審査請求を行ってください。（結果が出るまでに1年程度かかります。）

■ 問合せ先

要介護認定・保険料等に関する苦情	市町（保険者）介護保険担当課（P143）
サービスの利用や内容に関する苦情	
サービスの利用や内容に関する苦情	広島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 〒730-8503 広島市中区東白島町 19-49 国保会館 ☎（082）554-0783

申請からサービスの利用までの手順

介護サービスを利用するには、介護や支援が必要であるという市町の認定を受けることが必要です。



■ 申請

要介護認定を受けるためには、住んでいる市町の担当窓口に申請します。

申請は、本人や家族などのほかに、介護支援専門員※のいる機関に代行してもらうこともできます。

※ 介護支援専門員のいる機関：居宅介護支援事業所・介護保険施設・地域包括支援センター等

※ 介護支援専門員（ケアマネジャー）とは？

介護の知識を幅広く持った介護保険サービスのコーディネーター役です。

【主な役割】

- ・介護を必要とする方や家族に対する相談やアドバイス
- ・要介護認定等の申請や更新手続きの代行
- ・利用者の希望に沿った介護サービス計画（ケアプラン）の作成
- ・サービス事業者との連絡調整
- ・利用者の心身の状況の変化を把握し、必要に応じた介護サービス計画（ケアプラン）の見直し等

■ 調査

○ 認定調査

認定調査は、市町の担当者、市町から委託を受けた介護支援専門員等で、研修を受けた認定調査員が行います。

認定調査員が家庭等を訪問して、心身の状態や日常生活の自立度などを調査します。全国共通の調査票により、調査が行われます。

○ 主治医意見書

主治医が病気の状態などについて、医学的な見地からの意見書を作成します。

主治医がいない場合は、市町にご相談ください。

○ 特記事項

認定調査員が認定調査の際に聞き取った事項で、コンピュータによる判定に盛り込めないものを記入します。

■ 審査・判定

介護認定審査会で、コンピュータによる判定結果や特記事項、主治医意見書をもとに、

○ 介護や日常生活に支援が必要な状態かどうか

○ どのくらいの介護を必要とするか（要介護度）

が決められます。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の各分野の専門家5人程度で構成されています。

■ 要介護認定

要介護認定の審査判定は、介護（介護予防）サービスがどのくらい必要であるかを介護の手間により客観的に判断しますので、病気の重症度と要介護度は必ずしも一致しない場合があります。

また、「要支援2」と「要介護1」の区分については、介護の手間による審査判定のほか、状態の維持や改善可能性によって審査判定します。

判定結果に基づいて、市町が要介護認定を行い、原則として申請から30日以内に通知されます。

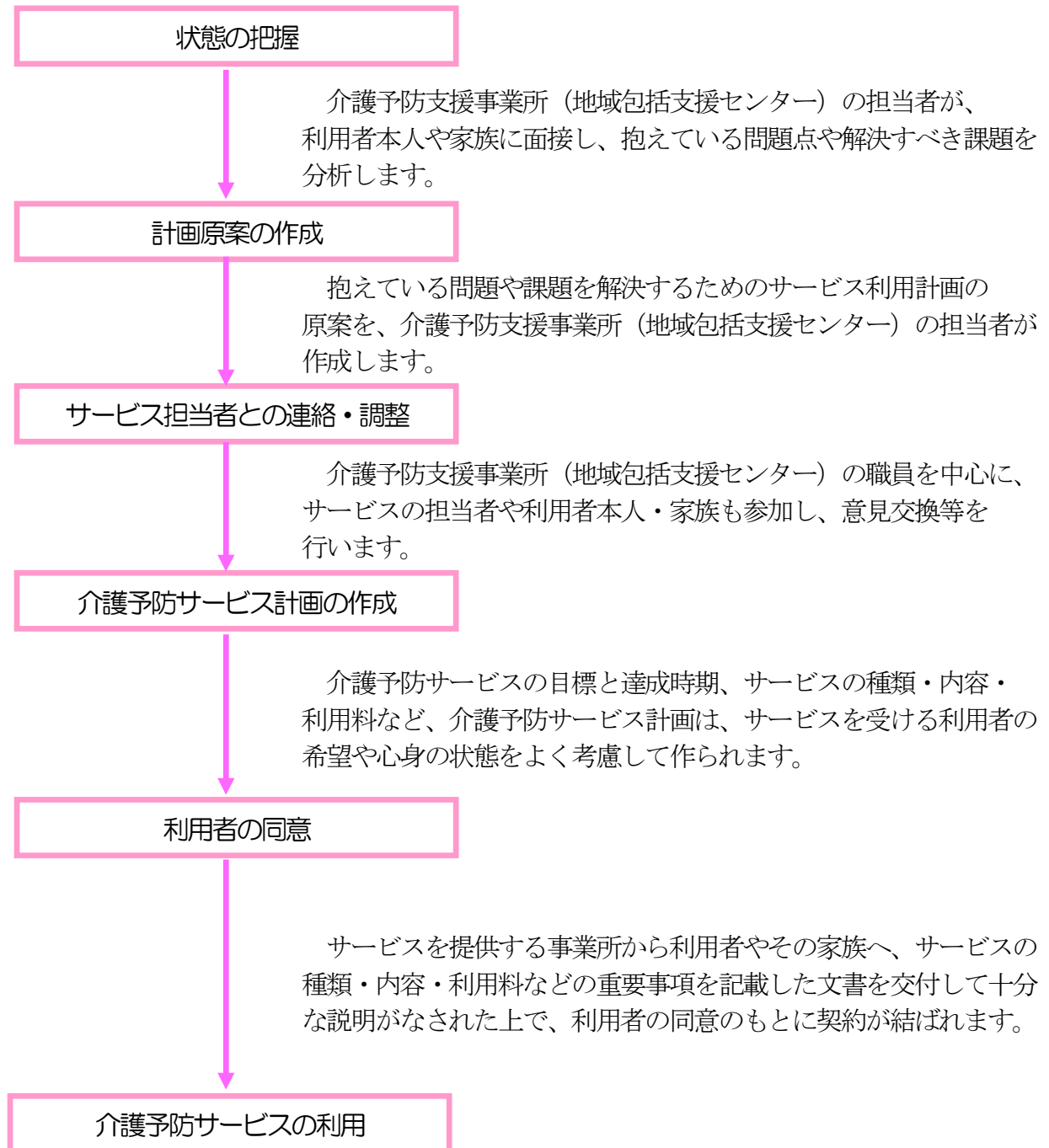
要介護度は、次のような区分に分けられます。

要介護度	心身の状態の概要等	利用できるサービス
要支援1	身体上又は精神上の障害のために、入浴・排せつ・食事など日常生活での基本的な動作の全部又は一部について、支援が必要と見込まれる状態	介護予防サービス
要支援2	※要支援状態は、支援の必要な程度により、要支援1・要支援2に区分されます。	
要介護1	身体上又は精神上の障害のために、入浴・排せつ・食事など日常生活での基本的な動作の全部又は一部について、継続して介護が必要と見込まれる状態 ※要介護状態は、介護の必要な程度により、要介護1～要介護5に区分されます。	介護サービス
要介護2		
要介護3		
要介護4		
要介護5		
非該当 (自立)	入浴・排せつ・食事などの日常生活での基本的な動作について、介護や支援が必要と見込まれない状態 ※非該当（自立）と認定された方は、一般介護予防事業（地域支援事業）が利用できます。（P54 参照）	介護保険のサービスは利用できません。

要支援１・２の方

要支援１・要支援２の方の介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）は、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が作成します。

作成費用は全額保険給付され、自己負担はありません。



要介護 1～5の方

居宅介護支援事業所に、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

なお、介護保険施設の入所者の場合は、施設の介護支援専門員が施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

作成費用は全額保険給付され、自己負担はありません。

